

特許法施行規則

1962.10.25	商工部令 第 099 号	2009.12.29	知識経済部令 第 107 号
1998.02.23	通商産業部令 第 079 号	2010.07.27	知識経済部令 第 137 号
1998.12.31	産業資源部令 第 017 号	2011.02.25	知識経済部令 第 171 号
1999.07.01	産業資源部令 第 065 号	2011.06.23	知識経済部令 第 189 号
2001.06.30	産業資源部令 第 127 号	2011.09.28	知識経済部令 第 200 号
2002.02.28	産業資源部令 第 156 号	2011.12.02	知識経済部令 第 222 号
2003.05.17	産業資源部令 第 202 号	2012.06.28	知識経済部令 第 258 号
2003.12.31	産業資源部令 第 215 号	一部改正 2013.01.03	知識経済部令 第 281 号
2005.02.11	産業資源部令 第 255 号	他法改正 2013.03.23	産業通商資源部令 第 3 号
2005.07.01	産業資源部令 第 286 号	一部改正 2013.06.28	産業通商資源部令 第 13 号
2005.09.01	産業資源部令 第 298 号	他法改正 2014.01.29	産業通商資源部令 第 47 号
2005.11.30	産業資源部令 第 312 号	一部改正 2014.04.10	産業通商資源部令 第 56 号
2006.04.28	産業資源部令 第 334 号	一部改正 2014.06.27	産業通商資源部令 第 61 号
2006.09.29	産業資源部令 第 367 号	一部改正 2014.12.30	産業通商資源部令 第 103 号
2006.12.29	産業資源部令 第 382 号	一部改正 2015.07.29	産業通商資源部令 第 144 号
2007.06.29	産業資源部令 第 402 号	一部改正 2015.12.31	産業通商資源部令 第 177 号
2007.12.11	産業資源部令 第 435 号	他法改正 2016.09.01	産業通商資源部令 第 213 号
2008.09.30	知識経済部令 第 34 号	他法改正 2016.10.04	産業通商資源部令 第 220 号
2008.12.31	知識経済部令 第 51 号	一部改正 2017.02.28	産業通商資源部令 第 245 号
2009.06.30	知識経済部令 第 75 号	一部改正 2017.06.02	産業通商資源部令 第 262 号

第 1 章 総 則

第 1 条(目的) この規則は、特許法及び同法施行令で委任された事項とその施行に関して必要な事項を規定することを目的とする。

第 1 条の 2(定義) この規則で使用する用語の定義は、次の通りである。

1. “電算情報処理組織”とは、特許庁が使用するコンピュータと特許に関する出願・請求その他の手続(以下“特許に関する手続”という。)を踏む者またはその代理人が使用するコンピュータを情報通信網で接続した組織をいう。

2. “電子文書”とは、次の各目の書類をいう。

イ.特許に関する手続を踏む者が特許庁または特許協力条約(以下“条約”という。)第 2 条(xix)の規定による国際事務局(以下“国際事務局”という。)で提供するソフトウェアまたは特許庁ホームページを利用して作成した書類を特許庁または特許審判院に情報通信網を利用して提出(以下“オンライン提出”という。)したりフロッピーディスクまたは光

ディスク等電子的記録媒体(以下“電子的記録媒体”という。)に収録して提出する書類<改正 2001.6.30、2002.2.28、2003.12.31、2005.2.11>

ロ.特許庁長または特許審判院長が情報通信網を利用して特許出願人・特許取消申請人・審判請求人そのほか特許に関する手続を踏む者(以下“出願人等”という)に通知または送達する書類
[本条新設 1998.12.31]

第 2 条(書類による手続) 法令によって特許に関する手続を踏むために特許庁または特許審判院に提出する書類は、法令に特別な規定がある場合を除いては 1 件ごとに作成しなければならない。提出人の氏名(法人の場合には名称)及び「特許法」(以下“法”という。)第 28 条の 2 による固有番号(以下“特許顧客番号”という。)を記載し署名または捺印(電子文書の場合には電子署名をいう。以下、同じ)しなければならない。ただし、特許顧客番号がない場合には提出人の氏名及び住所(法人の場合には、その名称及び営業所の所在地)を記載し署名または捺印(電子文書の場合には電子署名をいう。)しなければならない。<改正 2001.6.30、2002.2.28、2005.2.11>
[全文改正 1998.12.31]

第 3 条(書類の提出) ①特許庁または特許審判院に提出するあらゆる書類は、法令に特別な規定がある場合を除いては特許庁長または特許審判院長を受信人としなければならない。<改正 1998.2.23>

②<削除 2003.5.17>

③<削除 2003.5.17>

④<削除 2003.5.17>

第 3 条の 2(電子的イメージで作成された添付書類の提出) ①特許に関する手続を踏む者として電子文書で書類を提出する者は、添付書類を電子的イメージで作成して提出することができる。

②特許庁長・特許審判院長または審判長は、第 1 項の規定により提出された電子的イメージの添付書類の判読が困難で内容の確認が必要であると認める場合には、出願人等または代理人に期間を定めて該当書類を書面で提出するよう命ずることができる。

[本条新設 2002.2.28]

第 4 条(書類の使用語等) ①特許庁長又は特許審判院長に提出する書類は、次の各号の書類を除いて韓国語で記さなければならない。

1. 法第 42 条の 3 第 1 項の規定により、第 21 条の 2 第 1 項の規定による言語で記した明細書及び図面
2. 法第 63 条の 3 により提出する第 46 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の書類
3. 委任状、国籍証明書及び優先権証明書等、外国語で記した書類(第 1 号及び第 2 号の書類は除く)

②第 1 項第 3 号の規定による書類(優先権証明書等は除く)を提出する場合には、韓国語翻訳文を添付しなければならない。

第 5 条(代理人の選任等) ①特許に関する手続を踏む者が代理人によってその手続を踏もうとする場合には、別紙第 1 号書式の委任状を特許庁長または特許審判院長に提出しなければならない。

②特許に関する手続を踏む者が代理人を選任してその手続を踏もうとする場合には、代理人の選任申告をしなければ

ばならない。ただし、特許出願・法第 199 条第 2 項の規定による国際特許出願の国内書面提出・特許出願人変更申告・特許取消申請・審判請求・再審請求をし、または審判請求・再審請求に対する答弁をする時に、特許出願書・法第 203 条による書面・権利関係変更申告書・特許取消申請書・審判請求書または答弁書に委任状を添付して代理人が提出する場合には、この限りでない。〈改正 2001.6.30、2003.5.17、2003.12.31、2005.02.11〉

③第 2 項本文により代理人の選任申告または代理人が副代理人を選任しようとする場合には別紙第 2 号書式の申告書にその申告内容を証明する書類を添付し、特許庁長又は特許審判院長に提出するが、先に選任された代理人又は副代理人がいるときにはその解任可否を記載しなければならない。

④<削除>

⑤特許に関する手続を踏む者が代理人を解任し、または代理人が複代理人を解任する場合には、別紙第 2 号書式の申告書を特許庁長または特許審判院長に提出しなければならない。

⑥特許に関する手続を踏む者が代理権の内容を変更し、または代理人の複代理権の内容を変更する場合には、別紙第 2 号書式の申告書にその変更内容を証明する書類を添付して特許庁長または特許審判院長に提出しなければならない。

⑦代理人または複代理人が代理人または複代理人を辞任しようとする場合には、別紙第 2 号書式の申告書を特許庁長または特許審判院長に提出しなければならない。

⑧代理人が「弁理士法」第 6 条の 3 による特許法人又は同法第 6 条の 12 による特許法人(有限)(以後この条にて“該当特許法人等”)というの構成員又は所属弁理士であれば、その代理人は第 7 項により辞任するか、その代理人が該当特許法人等の構成員又は所属弁理士になる前に代理していた事件に対して該当特許法人等を副代理人として選任することができる。

⑨特許に関する手続を踏む者が代理人を選任または解任しようとする場合、代理人が複代理人を選任または解任しようとする場合、代理人または複代理人が代理人または複代理人を辞任しようとする場合において 2 以上の事件に対して特許に関する手続を踏む者が同一であり、代理人または複代理人が同一なときには、一つの申告書に記載して提出することができる。

[全文改正 1998.12.31]

第 5 条の 2(包括委任) ①特許に関する手続を代理人によって踏む場合において現在及び将来の事件に対しあらかじめ事件を特定せずに包括委任しようとする場合には、別紙第 3 号書式の包括委任登録申請書に代理権を証明する書類(以下“包括委任状”)という。)を添付して特許庁長に提出しなければならない。この場合、代理人は包括委任をしようとする者に包括委任に対して説明し、**包括委任状**に包括委任をしようとする者の署名および捺印を受けなければならない。

②特許庁長は、第 1 項の規定による包括委任登録申請がある時には包括委任登録番号を附与し、その番号を包括委任登録申請人に通知しなければならない。

③包括委任を受けて特許に関する手続を踏もうとする者は、第 2 項の規定による包括委任登録番号を特許庁または特許審判院に提出する書類に記載しなければならない。但書削除<改正 2001.6.30、2002.2.28>

④第 1 項による包括委任登録事項を変更しようとする場合には、別紙第 3 号書式の包括委任登録変更申込書に包括委任状を添付して特許庁長に提出しなければならない。

⑤第 1 項又は第 4 項によって包括委任をするか、包括委任登録事項を変更しようとする者が、包括委任状をオンライン提出するか電子的記録媒体に収録して提出する場合には、次の各号のいずれか一つに該当する方法に応じて提出しなければならない。

1. 特許庁で提供するソフトウェアや特許庁ホームページを利用し、包括委任状に第9条の3各号のいずれかに該当する電子署名をして電子文書で提出

2. 携帯電話に送信される認証番号を入力し、出願人が署名又は捺印した包括委任状の電子的イメージを添付して提出

[本条新設 1998.12.31]

第5条の3(包括委任援用の制限) 第5条の2による包括委任登録をした者が特定の事件に対し包括委任の援用を制限しようとする場合には、別紙第2号書式の申告書(包括委任援用制限の申告区分に限る。)を特許庁長または特許審判院長に提出しなければならない。但し、次の各号のいずれかに該当する申告書を提出した場合には、この限りでない。〈改正 2007.6.29〉

1. 第5条第3項により先に選任された代理人または複代理人の解任を記載した申告書を提出した場合
2. 第5条第5項により代理人または複代理人を解任する申告書を提出した場合

[本条新設 1998.12.31]

第5条の4(包括委任の撤回) 第5条の2の規定による包括委任登録をした者が包括委任を撤回しようとする場合には、別紙第3号書式の包括委任登録撤回書を特許庁長に提出しなければならない。

[本条新設 1998.12.31]

第6条(複数当事者の代表者選定申告等) ①法第11条第1項但書の規定による代表者の選定申告は、選任された代表者が別紙第2号書式の申告書に次の各号の書類を添付して特許庁長または特許審判院長に提出するが、先に選任された代表者がいるときにはその解任可否を記載しなければならない。〈改正 1998.2.23〉

1. 選任または解任に関する事項を証明する書類 1通
2. 代理人によって手続を踏む場合にはその代理権を証明する書類 1通〈改正 1998.12.31〉

②第1項の規定によって選任された代表者の解任を申告しようとする者は、別紙第2号書式の申告書に次の各号の書類を添付して特許庁長または特許審判院長に提出しなければならない。〈新設 1993.12.31〉〈改正 1998.2.23、1998.12.31〉

1. 申告内容を証明する書類 1通
2. 代理人によって手続を踏む場合にはその代理権を証明する書類 1通

③「特許法施行令」(以下“令”という。)第18条第8項によって書類の送達を受けるための代表者を選定して申告しようとする者は、別紙第2号書式の申告書に次の各号の書類を添付して特許庁長又は特許審判院長に提出しなければならない。

1. 書類の送達を受けるための代表者選任を証明する書類 1通
2. 代理人によって手続をする場合には、その代理権を証明する書類 1通

第7条(承継人の資格及び第3者の許可等に関する証明) ①特許庁長または特許審判院長は特許を受けることができる権利を承継した者が特許に関する手続を踏もうとする場合に必要であると認める時には、その承継人であることを証明する書類を提出させることができる。〈改正 1998.2.23〉

②特許に関する手続を踏もうとする者がその手続を踏むにあたって第3者の許可・認可・同意または承諾を必要とする場合には、これを証明する書類を特許庁長または特許審判院長に提出しなければならない。〈改正 1998.2.23〉

第 8 条(証明書類の提出) ①特許庁長・特許審判院長または審判長は、特許に関する手続を踏む者についての具体的な確認が必要と認められれば、次の各号の書類を提出させることができる。

1. 国籍証明書(外国人の場合に限定する)、その他当事者を確認することができる書類
2. 印鑑証明書(作成後 6 ヶ月以内の物ではなければならない、印鑑証明制度がない外国人の場合にはこれに準ずる証明書)
3. 署名についての公証書(外国人の場合は、本人が署名をしたという本国官公署の証明書面を含む)

②第 1 項にかかわらず、特許庁長、特許審判院長、審判長は、特許に関する手続をする者の住民登録票謄本・抄本、法人登記事項証明書(法人の場合のみ該当する)など「電子政府法施行令」第 43 条による共同利用対象行政情報に該当する書類については、同法第 36 条第 1 項による行政情報の共同利用を通じて確認しなければならない。ただし、これを通じて確認することができないか次の各号のいずれか一つに該当する場合には、その書類を提出させることができる。

1. 特許に関する手続をする者が「電子政府法施行令」第 43 条による共同利用対象行政情報に該当する書類(法人登記事項証明書は除く)の確認に同意しない場合

2. 特許に関する手続をする者が法人登記事項証明書の確認に必要な情報を提供しない場合

③特許庁長または特許審判院長は、外国人が特許に関する手続を踏む場合その者が属する国家が「工業所有権保護のためのパリ条約」(以下“パリ条約”という)の当事国または特許に関して大韓民国と相互保護することを約束した国家でないなら、次の各号のいずれか一つに該当する書類を提出させることができる。〈改正 1998.2.23〉

1. 同盟国のうち 1 国の領域内に住所または営業所をもっている場合には、これを証明する書類
2. その外国人が属する国家で大韓民国国民に対しその国民と同じ条件で特許権または特許に関する権利の享有が認められる場合には、これを証明する書類
3. 大韓民国がその外国人に対し特許権または特許に関する権利の享有が認められる場合には、その外国人が属する国家で大韓民国国民に対しその国民と同じ条件で特許権または特許に関する権利の享有が認められる場合にこれを証明する書類

④特許庁長・特許審判院長または審判長は、第 1 項から第 3 項までの規定により書類の提出を命ずる時には、書類提出命令書により提出書類名及びその理由を通知し、期間を定めて疎明することができる機会を与えなければならない。

[全文改正 2001.6.30]

第 9 条(特許顧客番号の附与等) ①法第 28 条の 2 第 1 項で“産業通商資源部令が定める者”とは次の各号のいずれか一つに該当する者をいう。〈改正 2001.6.30、2002.2.28〉

1. 出願人
2. 特許取消申請人・特許取消申請参加人
3. 審査請求人
4. <削除>
5. <削除>
6. 訂正請求人
7. 優先審査申請人
8. 特許出願に対する情報提出人

8の2. 再審査請求人

9. 審判請求人・審判被請求人及び審判参加人

9の2. 特許取消申請人・特許取消申請参加人

10. 特許権者

11. 専用実施権者または通常実施権者

12. 質権者

②法第 28 条の 2 第 1 項の規定により 特許顧客番号の付与を申請しようとする者は別紙第 4 号書式の特許顧客番号付与申請書を特許庁長または特許審判院長に提出しなければならない。〈改正 2002.2.28〉

③特許顧客番号の付与を受けた者が氏名・住所(法人の場合には、その名称及び営業所の所在地)・署名・印鑑・電話番号等を変更または更正しようとするなら、別紙第 5 号書式の特許顧客番号情報変更(更正)申告書を特許庁長に提出しなければならない。〈改正 1999.7.1、2001.6.30、2002.2.28〉

④ 特許顧客番号を二重で付与され、または誤って付与されてこれを訂正しようとする場合には、別紙第 5 号書式の特許顧客番号訂正申告書に次の各号の書類を添付して特許庁長に提出しなければならない。

1. 訂正内容を証明する書類 1 通

2. 代理人によって手続を踏む場合には、その代理権を証明する書類 1 通

⑤ 特許庁長は、特許顧客番号が二重に付与されるか、又は過って付与された場合、職権で 特許顧客番号を訂正するか又は抹消することができる。この場合、職権で訂正、または抹消した事実を 特許顧客番号を付与された者に通知しなければならない。

⑥第 3 項にも関わらず「住民登録法」第 16 条第 1 項により新居住地への転入届けを通して変更された住所に 特許顧客番号の住所情報を自動変更しようとする者は別紙第 5 号の 2 書式の特許顧客番号情報等自動変更申請書を特許庁長に提出しないといけない。但し、第 2 項により 特許顧客番号の付与を申請しようとする者は別紙第 4 号書式の特許顧客番号付与申請書に特許顧客番号の住所情報が自動で変更されるように趣旨を記すことにより別紙第 5 号の 2 書式に代えることができる。

⑦第 6 項により特許顧客番号の住所情報自動変更を申請した者がその申請を撤回しようとする場合には別紙第 5 号の 2 書式の特許顧客番号情報等、自動変更撤回書を特許庁長に提出しないとならない。

⑧第 3 項にも関わらず法人の出願人等は特許庁長が定める「電子政府法」第 9 条第 2 項及び第 3 項による電子請願窓口を通して特許顧客番号の法人名称又は営業所所在地に対する変更を申請することができる。

[全文改正 1998.12.31]

第 9 条の 2(電子文書で提出できる書類) ①法第 28 条の 3 第 4 項により特許庁長または特許審判院長に電子文書で提出できる書類は、次の各号のものを除いた書類とする。〈改正 1999.7.1、2001.6.30、2002.2.28、2003.12.31、2005.02.11〉

1. 電子文書添付書類等物件提出書
2. <削除>
3. <削除>
4. 訂正発給申請書
5. 条約第 2 条(vii)による国際出願(以下“国際出願”という。)の使用語が日本語である国際出願関連書類(書類原本を含んで提出する別紙第 35 号書式及び別紙第 51 号書式を含む)
6. 法第 214 条第 1 項による決定申請書

7. 電子化内容訂正申請書

8. <削除 2003.5.17>

②<削除 2002.2.28>

③第1項の規定にかかわらず、令第11条の規定による分類基準に該当する国防関連特許出願の場合には、電子文書で提出することができない。但し、令第12条第4項の規定により保安維持要請の解除通知を受け、または令第13条の規定により秘密での解除通知を受けた場合には、この限りでない。<改正 1999.7.1、2002.2.28>

[本条新設 1998.12.31]

第9条の3(電子文書利用申告) 法第28条の3によって電子文書によって特許に関する手続きをしようとする者は、次の各号のいずれか一つに該当する電子署名に必要な認証書を使用して電算情報処理組織を通じて法第28条の4第1項による電子文書利用申告をしなければならない。この場合、電子署名に必要な認証書の内容は、特許顧客番号の出願人情報と一致しなければならない。

1. 「電子署名法」第2条第3号による公認電子署名
2. 「電子政府法」第2条第9号による行政電子署名

[本条新設 1998.12.31]

第9条の4(電子文書の提出等) ①電子文書は、特許庁で提供するソフトウェアまたは特許庁ホームページを利用して第9条の3各号のいずれか一つに該当する電子署名をして提出しなければならない。但し、国際出願の場合には国際事務局で提供するソフトウェアを利利用して「特許協力条約施行細則」(以下“条約施行細則”という)703による電子署名をして提出しなければならない。<改正 2003.12.31、2005.02.11>

②電子文書を電子的記録媒体に収録して提出する場合には、別紙第7号書式の電子文書添付書類等物件提出書を特許庁長または特許審判院長に提出しなければならない。この場合電子的記録媒体に収録して提出できない書類は電子文書添付書類等物件提出書に添付して提出しなければならない。<改正 2001.6.30、2002.2.28>

③第1項の規定により電子文書を提出しようとする者がその電子文書を期限内に情報通信網を利用して発送したが、情報通信網の障害、特許庁が使用するコンピュータまたは関連装置の障害(情報通信網、特許庁が使用するコンピュータまたは関連装置の維持・保守のためにその使用を一時中断した場合として特許庁長が事前に公知した場合には、これを障害と見なし。)により期限内に提出することができなかった場合には、その障害が除去された日の次の日にその期限が到来したものと見なす。<新設 2005.02.11>

[本条新設 1998.12.31]

第9条の5(電子文書による添付書類提出の特例) 特許に関する手続(国際出願に関する手続きを除く。)を踏む者がオンライン提出をする場合、これに添付すべき書類のうちオンライン提出時これを添付しなかった書類はオンライン提出受付番号を確認した日から3日以内に別紙第7号書式の電子文書添付書類等物件提出書に添付して書面で提出しなければならない。<改正 2002.2.28、2005.02.11>

[本条新設 1998.12.31]

第9条の6(オンライン提出方法) オンライン提出をしようとする者は、第9条の3による電子署名に必要な認証書を使用して提出しなければならない。<改正 2003.12.31>

[本条新設 1998.12.31]

第9条の7(同時提出の特例) ①法令の規定によって同時に行うようになっている2以上の手続をオンライン提出でする場合には、連続して入力しなければならない。

②法令の規定によって同時に行うようになっている2以上の手続うちの一つの手続をオンライン提出とし、残りの手続を電子的記録媒体または書面で提出する場合には、当該2以上の手続を同じ日に行なわなければならない。〈改正 2001.6.30、2002.2.28〉

[本条新設 1998.12.31]

第9条の8(電子文書による通知対象書類) 特許庁長・特許審判院長・審判長・審判官または審査官は法第28条の4第1項の規定により電子文書利用申告をした者のうち電子文書で通知または送達を受けようとする者に対しては、法令に特別な規定がある場合を除外し、全ての書類を情報通信網を利用して通知または送達することができる。〈改正 2003.5.17〉

[本条新設 1998.12.31]

第9条の9(行政区域等の変更) 行政区域またはその名称が変更された場合は、特許顧客番号に書いた行政区域またはその名称は変更されたものとみなす。この場合、特許庁長は特許顧客番号を付与された者の住所(法人の場合その営業所の所在地を言う)を職権で変更することができる。

第10条(書類の援用) ①特許に関する手続を踏む者が2以上の手続を同時に踏む場合、法第7条・法第30条第2項・法第54条第4項・第6条ないし第9条の規定によって提出する証明書の内容が同じ場合には、そのうち1件に対してのみ証明書原本を提出して他の請求等の手続においてはその写本を特許庁長または特許審判院長に提出できる。〈改正 1993.12.31、1998.2.23〉

②特許に関する手続を踏んだ時に既に特許庁または特許審判院に証明書を提出した者が法第7条・法第30条第2項・法第54条第4項・第6条ないし第9条に規定された証明書を提出しなければならない時には、その証明書の内容が既に提出された証明書の内容と同一でこれを援用しようとする場合には、該当書式の添付書類欄にその旨を明記することによりその証明書を替えることができる。

〈改正 1993.12.31、1998.2.23、1999.7.1〉

③次の各号の1に該当される場合には法第7条の規定による代理権を証明する書類の提出を省略できる。〈新設 1998.12.31〉〈改正 1999.7.1〉

1. 第5条第2項の規定によって選任された代理人がその委任事項の範囲内で特許に関する手続を踏む場合
2. 第5条の2第2項の規定によって包括委任登録をした代理人がその包括委任の範囲内で特許に関する手続を踏む場合

④特許審判院に訂正請求書を提出した者が法第132条の3第1項、法第133条の2第1項または法第137条第3項により他の特許取消申請手続きまたは審判手続きで訂正請求書を提出する時、その訂正請求書に添付しようとする訂正明細書及び図面の内容がすでに提出された訂正明細書及び図面の内容と同一し、これを援用しようとする時には該当訂正請求書の添付書類欄にその趣旨を明示し訂正明細書及び図面の提出を省略することができる。

第11条(不適法な出願書類等の返戻) ①特許庁長又は特許審判院長は、法第42条・第90条・第92条の3・**第132条の4**・140条又は第140条の2による特許出願、特許権の存続期間の延長登録出願、**特許取消申請**又は審判に関

する書類・見本やその他の物(以下“出願書類”という)が次の各号のいずれか一つに該当する場合には、法令に特別な規定がある場合を除いては適法な出願書類等とみなさない。〈改正 1992.10.30、1993.12.31、1997.7.1、1998.12.31、2001.6.30、2007.6.29、2011.12.2〉

1. 第 2 条の規定に違反して 1 件ごとに書面を作成しなかった場合〈新設 1998.12.31〉
2. 出願または書類の種類が不明確なものである場合
3. 特許に関する手続を踏む者の氏名(法人の場合には名称)または特許顧客番号[特許顧客番号がない場合には氏名・住所(法人の場合には、その名称及び営業所の所在地)]が記載されていない場合〈改正 1998.12.31、2001.6.30〉
4. 韓国語で記載されていない場合(第 4 条第 1 項各号に該当する書類の場合は除く。)
5. 出願書に明細書(明細書に発明の説明が記載されていない場合を含む。)を添付しなかった場合〈改正 2003.5.17〉
- 5 の 2. 請求範囲を記載しなかった明細書を特許出願書に添付して特許出願した正当な権利者の出願であってその特許出願当時に既に法第 42 条の 2 第 2 項による明細書の補正期間が経過された場合
6. 国内に住所または営業所の所在地を持たない者が法第 5 条第 1 項による特許管理人によらずに提出した出願書類等である場合〈改正 2001.6.30、2003.5.17〉
7. この法またはこの法による命令が定める期間以内に提出されなかった書類である場合〈改正 2003.5.17〉
8. この法またはこの法による命令が定める期間のうち延長が許容されない期間に対する期間延長申請書である場合〈改正 2003.5.17〉
9. 法第 132 条の 17 による審判の請求期間または特許庁長・特許審判院長・審判長または審査官が指定した期間を経過して提出された期間延長申請書である場合〈改正 1999.7.1、2003.5.17〉
10. 特許に関する手続が終了された後その特許に関する手続と関連して提出された書類である場合〈改正 2003.5.17〉
11. 当該特許に関する手続を踏む権利がない者がその手続と関連して提出した書類である場合〈改正 2003.5.17〉
12. 別紙第 2 号書式の申告書(包括委任援用制限に限る)、別紙第 3 号書式の包括委任登録申請書、包括委任登録変更申請書または包括委任登録撤回書、別紙第 4 号書式の特許顧客番号付与申請書または職権で特許顧客番号を附与しなければならない場合として当該書類が不明確で受理できない場合〈新設 1998.12.31〉
13. 情報通信網や電氣的記録媒体で提出された特許出願書またはその他の書類が特許庁で提供するソフトウェアまたは特許庁のホームページを利用して作成されず、または電子文書で提出された書類が電算情報処理組織で処理が不可能な状態で受け付けられた場合〈新設 1998.12.31、2001.6.30、2005.02.11〉
- 13 の 2. 第 3 条の 2 第 2 項の規定により提出命令を受けた書類を期間内に提出しなかった場合〈新設 2002.2.28〉
14. 第 8 条の規定により提出命令を受けた書類を正当な疎明なく疎明期間内に提出しなかった場合〈新設 2001.6.30〉
15. 特許出願人が請求範囲の記載されていない明細書が添付された特許出願に対して出願審査請求書を提出した場合〈新設 2007.6.29〉
16. 請求範囲が記載されていない明細書を添付した特許出願または法第 87 条第 3 項により登録公告をした特許に対して早期公開申請書を提出した場合〈新設 2007.6.29〉
17. 第 40 条の 2 第 1 項各号のいずれか一つに該当し特許可否決定を保留することができない場合
18. 第 40 条の 3 第 3 項各号のいずれか一つに該当し特許出願に対する審査を猶予することができない場合(審査猶予申請書に限定する)

19. 特許出願書に添付された明細書または図面の補正なしに再審査を請求するか、又は法第 67 条の 2 第 1 項ただし書に該当し再審査を請求することができない場合

20. 法第 52 条第 1 項ただし書に基づいて韓国語翻訳文が提出されていないか、または法第 53 条第 1 項第 2 号、法第 59 条第 2 項第 2 号又は法第 64 条第 2 項第 2 号に該当する場合

②特許庁長または特許審判院長は、第 1 項による不適法なものとみなす出願書類等を返還しようとする場合には出願書類等を提出した出願人等に対して出願書類等を返還するという旨、返還理由及び疎明期間を書いた書面を送付しなければならない。但し、第 1 項第 14 号の場合には返還理由を告知し、直ちに書類等を返還しなければならない。〈改正 1998.12.31、2001.6.30、2002.2.28、2003.5.17〉

③第 2 項の規定により書面の送付を受けた出願人等が疎明しようとする場合には、疎明期間内に別紙第 24 号書式の疎明書を、疎明なく書類等を疎明期間内に返還受けようとする場合には、別紙第 8 号書式の返還要請書を特許庁長または特許審判院長に提出しなければならない。この場合、特許庁長または特許審判院長は返還要請を受けた時には、直ちに書類等を返還しなければならない。〈新設 2001.6.30〉

④特許庁長または特許審判院長は、出願人等が疎明期間内に疎明書または返還要請書を提出せず、または提出した疎明が理由なきものと認める時には、疎明期間が終了した後即時書類等を返還しなければならない。〈新設 2001.6.30〉

第 11 条の 2(書類等の返還) 特許庁長又は特許審判院長は、既に提出された又は受理される前の書類等中、特許庁長が定め告示する書類の場合には、該当書類を提出した者の申請があれば、その書類を返還することができる。

②第 1 項の規定により書類の返還を申請しようとする者は、別紙第 8 号書式の返還申請書を特許庁長又は特許審判院長に提出しなければならない。

第 12 条(特許番号等の表示) ①特許権または特許出願をした後その特許出願に関して書類・見本その他の物を特許庁または特許審判院に提出する時には、その特許番号または特許出願番号、特許権者または特許出願人の氏名(法人の場合には名称)・特許顧客番号[特許顧客番号がない場合には氏名・住所(法人の場合には、その名称及び営業所の所在地)]を表示しなければならない。〈改正 1998.2.23、1998.12.31、2001.6.30〉

②特許権の存続期間の延長登録出願をした後その延長登録出願に関する書類・見本その他の物を特許庁または特許審判院に提出する時には、その延長登録出願の番号表示しなければならない。〈改正 1998.2.23〉

③特許取消申請、特許に関する審判または再審の請求をした後その申請または請求に関する書類・見本その他の物を特許庁または特許審判院に提出する時には、その特許取消申請事件の番号(以下、“特許取消申請番号”という。)、審判番号または再審番号とその当事者の氏名(法人の場合には名称)・特許顧客番号[特許顧客番号がない場合には氏名・住所(法人の場合には、その名称及び営業所の所在地)]を表示しなければならない。〈改正 1997.7.1、1998.2.23、1998.12.31、2001.6.30〉

第 13 条(書類等の補正) 法第 46 条・法第 47 条・法第 90 条第 6 項・第 92 条の 3 第 4 項またはこの規則第 29 条第 3 項により補正をしようとする者及び法第 54 条第 7 項または法第 55 条第 7 項により優先権主張を補正するか又は追加しようとする者は、別紙第 9 号書式の補正書に次の各号の書類を添付して特許庁長または特許審判院長に提出しなければならない。但し、法第 46 条第 3 号に該当し手数料を補正しようとする者は、補正書を提出しない。〈改正 2001.6.30、2005.7.1、2011.12.2〉

1. 補正または追加内容を証明する書類 1 通<改正 2001.6.30>
 2. 代理人によって手続を踏む場合にはその代理権を証明する書類 1 通
- [全文改正 1998.12.31]

第 13 条の 2<削除>

第 13 条の 3(審判請求書等の補正) 法第 46 条、**法第 132 条の 5** または法第 141 条の規定による補正をしようとする者は、別紙第 9 号書式の補正書に次の各号の書類を添付して特許審判院長または審判院長に提出しなければならない。

1. 削除<2002.2.28>
2. 補正内容を証明する書類 1 通
3. 代理人によって手続を踏む場合にはその代理権を証明する書類 1 部

[本条新設 1998.12.31]

第 13 条の 4(訂正明細書等の補正) ① 次の各号に該当する者は、別紙第 9 号書式の補正書を特許審判院長または審判院長に提出しなければならない。<改正 2003.5.17、2007.6.29>

1. **法第 132 条の 3 第 3 項**により特許取消申請手続で訂正した特許発明の明細書または図面を補正しようとする者
2. 法第 133 条の 2 第 4 項により特許の無効審判手続で訂正した特許発明の明細書または図面を補正しようとする者
3. **法第 136 条第 11 項**により訂正審判手続で訂正した特許発明の明細書または図面を補正しようとする者
4. 法第 137 条第 4 項の規定により訂正の無効審判手続で訂正した特許発明の明細書または図面を補正しようとする者

② 第 1 項による補正書には、次の各号の書類を添付しなければならない。<改正 2007.6.29>

1. 削除<2002.2.28>
2. 明細書及び図面各 1 通<改正 2002.2.28>
3. 代理人により手続を踏む場合には、その代理権を証明する書類 1 通
4. **法第 136 条 8 項(法第 132 条の 3 第 3 項、法第 133 条の 2 第 4 項又は法第 137 条第 4 項により準用される場合を含む。)**により専用実施権者・質権者または通常実施権者の同意が必要な場合には、その同意を証明する書類 1 通

[本条新設 2001.6.30]

第 14 条(書類等の提出) ① 特許庁長・特許審判院長・審判長または審査官から特許に関する手続を処理するために書類・見本その他の物の提出命令を受けた者がその書類・見本その他の物を提出する場合には、別紙第 7 号書式による。<改正 1998.2.23、2002.2.28>

② 代理人の場合、第 1 項の規定による書式にその代理権を証明する書類を添付しなければならない。

第 15 条(物の返還) 特許庁または特許審判院長に提出する見本または証拠物の返還を受けようとする者は、提出時にその旨を記載しなければならない。<改正 1998.2.23>

第 16 条(期間の指定) ① 法第 46 条、法第 141 条または法第 203 条第 3 項第 1 号によって特許庁長・特許審判院長または審判長が定めることができる補正期間は 1 ヶ月以内とし、法第 63 条第 1 項 の規定による意見書提出期間及

び法第 203 条第 3 項第 2 号の規定による補正期間等、法令により特許庁長・特許審判院長・審判長または審査官が定めることができる期間はこれを 2 ヶ月以内とする。ただし、特許に関する手続に関連した試験及び結果測定に時日を要する時にはその指定期間は該当試験及び結果測定に所要される期間にする。〈改正 1996.6.22、1998.2.23、1999.7.1、2001.6.30、2003.5.17、2007.6.29〉

②法第 15 条第 1 項による期間の延長申請と同条第 2 項による期間の短縮または延長申請は、別紙第 10 号書式の期間延長(短縮)申請書による。但し、法第 47 条第 1 項第 1 号及び第 2 号による補正をしながら期間の短縮を申請しようとする場合には、別紙第 9 号書式の補正書に期間短縮の趣旨を記載することによりその申請に替えることができる。〈2007.6.29〉

③代理人によって手続を踏む場合には第 2 項の規定による書式にその代理権を証明する書類を添付しなければならない。

④法第 15 条第 1 項ただし書に基づいて特許庁長が追加で延長することができる回数は 1 回とし、その期間は 30 日以内とする。

⑤法第 186 条第 5 項の規定によって審判長が職権で定めることができる付加期間は 30 日以内とする。〈新設 1998.12.31〉

第 17 条(期間経過救済申請) 次の各号のいずれか一つに該当する者は別紙第 10 号書式の申請書に期間経過の理由を証明する書類 1 通を添付し、特許庁長に提出しなければならない。この場合、代理人による特許に関する手続を踏む者はその代理権を証明する書類 1 通を添付しなければならない。

1. 法第 16 条第 2 項により無効処分取消請求をしようとする者
2. 法第 17 条により手続の後日補完をしようとする者
3. 法第 67 条の 3 第 1 項により出願審査の請求又は再審査の請求をしようとする者

第 18 条(手続の続行通知) 特許庁長または審判長は、法第 19 条の規定によって承継人に対し特許に関する手続を続行させようとする時には、その旨を当事者に書面で通知しなければならない。〈改正 1998.2.23、2001.6.30〉

第 18 条の 2(手続の受続申請) 法第 22 条第 1 項の規定により手続の受続を申請しようとする者は、別紙第 11 号書式の手続受続申請書に次の各号の書類を添付して特許庁長または審判長に提出しなければならない。

1. 受続の原因を証明する書類 1 通
2. 代理人により手続を踏む場合には、その代理権を証明する書類 1 通

[本条新設 2002.2.28]

第 19 条(放棄または取下げ) ①特許に関する手続を踏んだ者がその手続を放棄または取り下げようとする時には、別紙第 12 号書式の放棄書または取下書を特許庁長に提出しなければならない。

②法第 55 条第 1 項の規定によって優先権を主張した者がその優先権主張を取り下げようとする時には、別紙第 12 号書式の取下書を特許庁長に提出しなければならない。〈新設 1993.12.31〉

③代理人により手続を踏む場合には、第 1 項または第 2 項の規定による書式にその代理権を証明する書類を添付しなければならない。〈改正 1993.12.31、2001.6.30〉

第19条の2(一部請求項の放棄) 法第215条の2の規定により、請求項別に放棄しようとする者は、「特許 権等の登録令施行規則」別紙第25号書式の納付書にその旨を記載し、設定特許料を納付する時に、その納付書と共に別紙第9号の4書式の一部請求項放棄書を特許庁長に提出しなければならない。〈新設 2001.6.30〉

第2章 特許出願

第20条<削除>

第20条の2(公知例外の適用対象証明書類の提出) 法第30条第2項の規定によって公知等にならないものとして適用を受けようとする者がその証明書類を提出する時には、別紙第13号書式の書類提出書による。ただし、特許出願と同時にその証明書類を提出する時には出願書に証明書類提出の旨を記載することによってその提出書に代替することができる。〈改正 2001.6.30〉

[本条新設 1993.12.31]

第20条の3(公知例外適用の補完) ①法第30条第3項各号以外の部分の本文に基づいて、同条第1項第1号の適用を受けようとする趣旨を書いて提出しようとする場合には、別紙第9号書式の補正書にその趣旨を書いて特許庁長に提出しなければならない。この場合、代理人により手続を踏む場合には、その代理権を証明する書類を添付しなければならない。

②法第30条第3項各号以外の部分の本文に基づいて、同条第1項第1号の事実を証明することができる書類を提出しようとする場合には、別紙第13号書式の書類提出書に次の各号の書類を添付して特許庁長に提出しなければならない。

1. 法第30条第1項第1号の事実を証明することができる書類1通
2. 代理人により手続を踏む場合には、その代理権を証明する書類1通

第21条(特許出願書等) ①法第42条第1項の規定により特許出願をしようとする者は、別紙第14号書式の特許出願書に次の各号の書類を添付して特許庁長に提出しなければならない。〈改正 2001.6.30〉

1. 明細書・要約書及び図面各1通
2. 代理人によって手続を踏む場合には、その代理権を証明する書類1通
3. その他法令の規定による証明書類1通

②第1項の明細書は別紙第15号書式、要約書は別紙第16号書式、図面は別紙第17号書式による。

[全文改正 1998.12.31]

③第1項第1号の規定による明細書の発明の説明には次の各号の事項が含まなければならない。

1. 発明の名称
2. 技術分野
3. 発明の背景になる技術
4. 次の各目の事項が含まれた発明の内容
 - イ. 解決しようとする課題
 - ロ. 課題の解決手段
 - ハ. 発明の効果
5. 図面の簡単な説明

6. 発明を実施するための具体的な内容

7. その他にその発明が属する技術分野で通常の知識を有した者がその発明の内容を容易に理解するために必要な事項

<新設 2007.6.29>

④第3項第2号・第4号・第5号及び第7号の事項は該当する事項がない場合にはその事項を省略することができる。<新設 2007.6.29>

第21条の2(外国語特許出願の言語等) ①法第42条の3第1項にて“産業通商資源部令で定める言語”とは、英語を言う。

②法第42条の3第1項の規定により、明細書及び図面を第1項の規定による言語で記そうとする者は、その旨を別紙第14号書式の特許出願書に記さなければならない。

第21条の3(外国語特許出願の韓国語翻訳文の提出等) ①法第42条の3第1項の規定により、明細書及び図面を韓国語ではない言語で記す特許出願(以下“外国語特許出願”と言う。)の韓国語翻訳文を提出しようとする場合には、別紙第13号書式の書類提出書に次の各号の書類を添付して特許庁長に提出しなければならない。

1. 法第42条の3第1項の規定により提出した明細書及び図面の韓国語翻訳文各1通
2. 代理人によって手続を踏む場合には、その代理権を証明する書類1通

②法第42条の3第3項の規定により、新しい韓国語翻訳文を提出しようとする場合には別紙第13号書式の書類提出書に次の各号の書類を添付して特許庁長に提出しなければならない。

1. 法第42条の3第1項の規定により、提出した明細書及び図面の新しい韓国語翻訳文各1通
2. 代理人によって手続を踏む場合には、その代理権を証明する書類1通

③法第42条の3第6項の規定により、韓国語翻訳文の誤った翻訳を訂正しようとする者は別紙第17号の2書式の韓国語翻訳文誤訳訂正書に次の各号の書類を添付して特許庁長に提出し、「特許料等の徴収規則」(以下“徴収規則”という。)第2条第1項第10号の2の規定による手数料を納付しなければならない。

1. 訂正事項に対する説明書1通
2. 代理人によって特許に関する手続を踏む場合には、その代理権を証明する書類1通

第21条の4(核酸塩基序列又はアミノ酸序列を含んだ特許出願) ①核酸塩基序列又はアミノ酸序列(以下“序列”という)を含んだ特許出願をしようとする者は、特許庁長が定める方法に従って作成した序列リスト(以下“序列リスト”という)を明細書に書き、その序列リストを収録した電子ファイル(以下“序列リスト電子ファイル”という)を特許庁長が定める方法に従って作成して特許出願書に添付しなければならない。ただし、特許庁長が定める方法によって作成した序列リスト電子ファイル形式で明細書に書かない場合には、序列リスト電子ファイルを添付しなくてもよい。

②序列を含む特許出願の補正に関しては、第1項を準用する。

第22条(微生物の受託番号変更申告) 令第2条第3項の規定により新しい受託番号を申告しようとする者は、別紙第18号書式の微生物受託番号変更申告書に次の各号の書類を添付して特許庁長に提出しなければならない。

1. 新しい受託番号を証明する書類1通
2. 代理人によって手続を踏む場合にはその代理権を証明する書類1通<改正 1998.12.31>

第 23 条(微生物の分譲手続) 令第 4 条第 1 項の規定により、微生物の分譲を受けようとする者は、別紙第 19 号書式の証明申請書に次の各号の書類を添付して特許庁長に提出しなければならない。〈改正 1993.12.31〉

1. 令第 2 条第 1 項各号の規定による機関に提出する分譲申請書 1 通
2. 令第 4 条第 1 項各号に該当することを証明する書類 1 通
3. 代理人によって手続を踏む場合にはその代理権を証明する書類 1 通〈改正 1998.12.31〉

第 24 条(特許出願番号の通知) 特許庁長は、特許出願書を受領した時にはその特許出願番号及び特許出願日を記載した特許出願番号通知書を特許出願人に通知しなければならない。〈改正 2001.6.30〉

第 25 条(優先権証明書類の提出等) ①法第 54 条第 4 項 の規定による、書類または書面の提出は別紙第 13 号書式の書類提出書に従う。この場合、代理人により手続を踏む時にはその代理権を証明する書類 1 通を添付しなければならない。〈改正 1993.12.31、2001.6.30、2005.02.11〉

②法第 54 条第 4 項各号外の部分但し書中“産業通商資源部令が定める国家”とは、特許庁長と外国の特許業務を担当する行政機関間に優先権証明書類を電磁的媒体で交換をすることができる体制が築かれた国家とし、特許庁長が告示する国家をいう。〈新設 2001.6.30〉

③特許庁長または特許審判院長は、審査・**特許取消し申請又は**審判のために必要な場合法第 54 条第 1 項の規定により優先権主張をした者に対して期間を定めて優先権証明書類に対する 韓国語翻訳文を提出することを命じることができる。〈新設 2005.02.11〉

④第 3 項により提出命令を受けた者がその韓国語翻訳文を提出しようとする場合には、別紙第 13 号書式の書類提出書に 従う。但し、優先権主張に関する書類のうち、明細書及び図面の記載内容が法第 42 条第 2 項による特許出願書に添付された明細書及び図面の記載内容と同一な部分に対してはその趣旨を記載し 韓国語翻訳文の提出を省略することができる。〈新設 2005.02.11、2007.6.29〉

⑤特許庁長または特許審判院長は第 3 項の規定により提出命令を受けた者が指定された期間内に韓国語翻訳文を提出しなかった場合には、その優先権主張を無効とすることができる。〈新設 2005.02.11〉

⑥法第 54 条第 4 項第 2 号にて“その他に出願を確認することができる情報等、産業通商資源部令で定める事項”とは、世界知識所有権機構(「世界知識所有権機構設立協約」第 1 条の規定により、設立された世界知識所有権機構をいう。以下同じ。)の優先権証明書類を電子的媒体により、交換できる体制にアクセスするようにするための最初に出願した国家で付与する固有番号(以下、この条で“アクセスコード”という。)をいう。

⑦第 1 項の規定にかかわらず、法第 54 条第 4 項第 2 号の規定による書面の提出は特許出願書に最初に出願した国家の特許出願の出願番号及びアクセスコードを記することで、別紙第 13 号書式の書類提出書に代えることができる。

第 26 条(特許出願人変更の申告) ①法第 38 条第 4 項 または第 5 項の規定により特許出願人変更申告をしようとする者は、別紙第 20 号書式の権利関係変更申告書に次の各号の書類を添付してその特許出願の登録前までに特許庁長に提出しなければならない。〈改正 1993.12.31、1998.12.31、1999.7.1、2001.6.30、2002.2.28〉

1. 特許出願人変更の原因を証明する書類 1 通
2. 削除〈2001.6.30〉
3. 第 3 者の許可・印可・同意・承諾が必要な場合にはこれを受けたことを証明する書類 1 通
4. 代理人によって手続を踏む場合にはその代理権を証明する書類 1 通〈改正 1998.12.31〉

②同一の特許出願人が2以上の特許出願に対して第1項の規定による特許出願人変更申告をしようとする場合には、その申告の内容が同一の場合に限って一つの申告書に提出することができる。〈新設 2001.6.30〉

第27条(持分等の記載) ①2人以上が共同で特許出願をしたり法第38条第4項または第5項の規定による特許出願人変更申告をする場合として特許出願人またはその承継人の権利に関して持分を定めている時または民法第268条第1項但書の規定による契約がある時には、その特許出願書または権利関係変更申告書にその旨を記載してこれを証明する書類を特許庁長に提出しなければならない。〈改正 2001.6.30〉

②出願人の持分を変更しようとする者は別紙第20号書式の権利関係変更申告書に次の各号の書類を添付して特許庁長に提出しなければならない。〈新設 1998.12.31〉

1. 持分変更原因を証明する書類1通
2. 代理人によって手続を踏む場合には、その代理権を証明する書類1通

第28条(発明者の追加等) ①特許出願人が錯誤によって特許出願書に発明者のうち一部の発明者の記載を漏らし、または書き違えた時には、その特許出願の特許可否決定前まで追加または訂正することができる。ただし、発明者の記載が漏れ(特許出願書に書いた発明者の漏れに減退する)または書き違えたものであることが明白な場合には、特許可否決定以後にも追加または訂正することができる。〈改正 2007.6.29〉

②特許出願人または特許権者が第1項により発明者を追加または訂正しようとするなら、次の各号による補正書または申請書を特許庁長に提出しなければならない。〈改正 2007.6.29〉

1. 特許権の設定登録前までは別紙第9号書式の補正書
2. 特許権の設定登録後には別紙第29号書式の訂正発給申請書

③代理人により手続を踏む場合には、第2項による書式にその代理権を証明する書類を添付しなければならない。〈新設 2007.6.29〉

第29条(分割出願) ①法第52条第1項の規定によって分割出願をしようとする者は、別紙第14号書式の特許出願書に次の各号の書類を添付して特許庁長に提出しなければならない。〈改正 1992.10.30、1993.12.31、1997.7.1、1998.12.31、1999.7.1、2001.6.30〉

1. 明細書・要約書及び図面各1通
2. 代理人によって手続を踏む場合にはその代理権を証明する書類1通〈改正 1998.12.31〉
3. その他法令の規定による証明書類1通
4. <削除>

②第1項第1号の明細書は別紙第15号書式、要約書は別紙第16号書式、図面は別紙第17号書式による。〈改正 1998.12.31、1999.7.1〉

③法第52条第1項の規定による分割出願によって原特許出願の内容を補正する必要がある場合には、分割出願と同時に原特許出願書に添付された明細書・要約書または図面を補正しなければならない。〈改正 1997.7.1〉

④削除〈1998.12.31〉

第30条(変更出願) ①法第53条第1項によって実用新案登録出願を基礎に特許出願に変更出願しようとする者は、別紙第14号書式の特許出願書に次の各号の書類を添付して特許庁長に提出しなければならない。〈改正 1992.10.30、1993.12.31、1997.7.1、1998.12.31、1999.7.1、2001.6.30〉

1. 明細書・要約書及び図面各 1 通
2. 代理人によって手続を踏む場合にはその代理権を証明する書類 1 通<改正 1998.12.31>
3. その他の法令による証明書類 1 通
4. 国際公開パンフレット写本 1 通(原出願が国際出願の場合に限る。)

②第 1 項第 1 号の明細書は別紙第 15 号書式、要約書は別紙第 16 号書式、図面は別紙第 17 号書式による。<改正 1998.12.31、1999.7.1>

③削除<1998.12.31>

第 31 条(正当な権利者の出願) ①法第 34 条または法第 35 条の規定によって正当な権利者が特許出願をしようとする時には、別紙第 14 号書式の特許出願書に次の各号の書類を添付して特許庁長に提出しなければならない。<改正 1998.12.31、2002.2.28>

1. 明細書・要約書及び図面各 1 通
2. 正当な権利者であることを証明する書類 1 通
3. 代理人によって手続を踏む場合にはその代理権を証明する書類 1 通

②第 1 項第 1 号の明細書は別紙第 15 号書式、要約書は別紙第 16 号書式、図面は別紙第 17 号書式による。<改正 1998.12.31、1999.7.1>

③削除<1998.12.31>

第 32 条<削除>

第 33 条(正当な権利者に対する通知) 特許庁長または特許審判院長は、特許出願が無権利者がした特許出願という理由にその特許出願に対し特許拒絶決定、特許拒絶決定の不服審判に対する棄却審決または特許無効審決の確定がある時には、これをその正当な権利者に書面で通知しなければならない。<改正 1997.7.1、1998.2.23、2001.6.30>

第 34 条(協議結果の申告) ①法第 36 条第 6 項によって一つの特許出願を定めて申告をする者または法第 38 条第 6 項によって一つの出願人変更申告を定めて申告をする者は、別紙第 20 号書式の権利関係変更申告書に次の各号の書類を添付して特許庁長に提出しなければならない。<改正 1993.12.31>

1. 競合者全員が記名した後署名または捺印した協議事実を証明する書類 1 通
2. 代理人によって手続を踏む場合にはその代理権を証明する書類 1 通<改正 1998.12.31>

②第 1 項の規定による申告書を提出する時には競合された出願または出願人変更申告に対し協議結果にともなう手続を同時に取らなければならない。

第 35 条(外国への特許出願許可申請) 令第 15 条第 2 項によって外国への特許出願をしようとする者は、別紙第 21 号書式の申請書を特許庁長に提出しなければならない。この場合、代理人により手続きを踏む時にはその代理権を証明する書類 1 通を添付しなければならない。

第 36 条(優先権主張のための書類等の発給) ①外国に特許出願をしようとする者がその特許出願に関してパリ条約第 4 条 D(1)による優先権を主張するためにその証明書の発給を申請するか、又はその証明書を特許庁長が世界知識所有権機構に電子的媒体により送達(世界知識所有権機構の要請がある場合に限定する)するようにするために必

要な固有番号(以下“接近コード”という)の付与を申請しようとするときには、別紙第 19 号書式の申請書を特許庁長に提出しなければならない。

②代理人により手続を踏む場合には、第 1 項の規定による書式にその代理権を証明する書類を添付しなければならない。〈改正 2001.6.30〉

第 3 章 審 査

第 36 条の 2(専門機関の登録) ①法第 58 条第 2 項および令第 8 条の 2 第 3 項により先行技術の調査または特許分類の付与に関する専門機関(以下“調査・分類専門機関”という。)に登録しようとする者は、別紙第 60 号書式の調査・分類専門機関登録(変更登録)申請書に次の各号の書類を添付して特許庁長に提出しなければならない。

1. 令第 8 条の 3 第 1 項各号の業務に必要な文献および装置保有状況
2. 令第 8 条の 3 第 1 項各号の業務を専担して遂行する人力と組織の現況
3. 役職員の弁理士資格証の取得および兼職可否等を含めた役職員の現況
4. 令第 8 条の 3 第 1 項各号の業務に関連する役職員、施設および装備に対する保安体系構築の現況または計画
5. その他に誓約書等登録のために必要な書類として、特許庁長が定めて告示する書類

②法第 58 条第 2 項および令第 8 条の 4 第 2 項により、微生物寄託および分譲に関する専門機関として登録しようとする者は、別紙第 61 号書式の微生物寄託および分譲に関する専門機関登録(変更登録)申請書に、次の各号の書類を添付して特許庁長に提出しなければならない。

1. 設立の根拠を証明する書類(法人でない場合のみ該当する)
2. 微生物の保存および安全の維持に必要な人力および施設の現況
3. 微生物寄託および分譲に関する業務遂行計画書
4. 微生物寄託および分譲に関する業務処理規定および安全管理規定
5. 役職員の現況
6. その他に誓約書等の登録のために必要な書類として、特許庁長が定めて告示する書類

③第 1 項および第 2 項による申請を受けた特許庁長は、「電子政府法」第 36 条第 1 項による行政情報の共同利用を通じて法人登記事項証明書(法人である場合のみ該当する)を確認しなければならない。

第 36 条の 3(専門機関登録取消等の処分基準) 法第 58 条の 2 第 3 項による専門機関の登録取消及び業務停止の基準は、別表の通りである。

[本条新設 2007.6.29]

第 37 条(特許出願審査の請求) ①法第 60 条による特許出願審査の請求は、別紙第 22 号書式の審査請求書に従う。ただし、特許出願と同時に特許出願審査の請求をする場合(請求範囲が記載された明細書が添付された場合に限定する。)には出願書にその旨を記載することによってその請求書を提出したこととする。〈改正 1993.12.31、2007.6.29〉

②代理人により手続を踏む場合には、第 1 項の規定による書式にその代理権を証明する書類を添付しなければならない。〈改正 2001.6.30〉

第 37 条の 2(特許出願に関する再審査の請求) ①法第 67 条の 2 第 1 項本文により再審査を請求しようとする者は、その趣旨を書いた別紙第 9 号書式の補正書を特許庁長に提出しなければならない。

② 代理人により手続きを踏む場合には、第 1 項による書式にその代理権を証明する書類を添付しなければならない。

第 37 条の 3(審査参考資料) 特許出願人が審査参考資料を提出しようとする場合には、別紙第 23 号書式の情報提出書に次の各号の書類を添付して特許庁長・特許審判院長または審判長に提出できる。〈改正 2003.5.17〉

1. 参考資料 1 通
2. 代理人によって手続きを踏む場合にはその代理権を証明する書類 1 通

[本条新設 1998.12.31]

第 38 条(審査の順位) ①特許出願に対する審査は、法第 59 条第 1 項の規定による出願審査の請求順位による。

②第 1 項にも関わらず次の各号のいずれか一つに該当する場合には次の各号の区分により審査することができる。

1. 次の各号のいずれか一つに該当する場合：原出願の審査請求順位

イ.審査請求された特許出願を法第 52 条により分割出願した後、その分割出願を審査請求した場合

ロ.審査請求された実用新案登録出願を法第 53 条により特許出願として変更出願した後、その変更出願を審査請求した場合

2. 特許庁長が法第 58 条第 1 項により特許出願の審査に必要な先行技術の調査を専門機関に依頼した場合：特許出願に対する審査の効率性を考慮し特許庁長が定める基準による審査順位

第 39 条(優先審査の申請) 法第 61 条、「地域特化発展特区に対する規制特例法」第 36 条の 8 又は「先端医療複合団地指定及び支援に関する特別法」第 26 条により優先審査を申請しようとする者は、別紙第 22 号書式の優先審査申請書に次の各号の書類を添付して特許庁長に提出しなければならない。

1. 特許庁長が定める事項を記載した優先審査申請説明書 1 通
2. 代理人によって手続きを踏む場合にはその代理権を証明する書類 1 通〈改正 1998.12.31〉

[全文改正 1999.7.1]

第 40 条(同一出願の審査) 同じ発明に対し違う日に 2 つ以上の特許出願がある場合には、先出願が処理され、または出願公開あるいは登録公告される時までには後出願の審査を保留しなければならない。ただし、先出願を拒む理由と同じ理由によって後出願を拒む場合には、この限りでない。〈改正 1997.7.1〉

第 40 条の 2(特許可否決定の保留) ①審査官は、特許出願審査の請求後出願人が特許出願日から 6 ヶ月以内に別紙第 22 号の 2 書式の決定保留申請書を特許庁長に提出する場合には、特許出願日から 12 ヶ月が経過する前まで特許可否決定を保留することができる。但し、次の各号のいずれかに該当する場合には、この限りでない。

1. 特許出願が分割出願または変更出願である場合
2. 特許出願に対し優先審査決定をした場合
3. 特許可否決定の保留申請がある前に既に特許拒絶決定書または特許決定書を通知した場合

②代理人により手続きを踏む場合には第 1 項による書式にその代理権を証明する書類を添付しなければならない。

[本条新設 2007.06.29]

第 40 条の 3(特許出願審査の猶予) ①特許出願人が出願審査の請求をした場合であって、出願審査の請求日から 24ヶ月が過ぎた後に特許出願に対する審査を受けようとするなら、出願審査の請求日から 9ヶ月以内に審査を受けようとする時点(出願日から 5年以内の場合に限定し、以下“猶予希望時点”という)を書いた別紙第 22 号の 2 書式の審査猶予申請書を特許庁長に提出することができる。但し、次の各号による特許出願書または審査請求書にその趣旨及び猶予希望時点を書くことによりその申請書に代えることができる。

1. 第 37 条第 1 項但し書により特許出願と同時に審査請求を行い審査猶予申請も共に行う場合には、別紙第 14 号書式の特許出願書
 2. 審査請求と同時に審査猶予申請をする場合(第 1 号の場合を除く)には、別紙第 22 号書式の審査請求書
- ②特許出願人が第 1 項による審査猶予申請を取下げたり猶予希望時点を変更しようとするなら、審査猶予申請書を提出した日から 2ヶ月以内に別紙第 12 号書式の取下書または別紙第 9 号書式の補正書を提出しなければならない。
- ③審査官は、第 1 項による審査猶予申請がある場合には、猶予希望時点まで特許出願に対する審査を猶予することができる。但し、次の各号のいずれか一つにあたる場合にはこの限りでない。
1. 特許出願が分割出願、変更出願または正当な権利者の出願である場合
 2. 特許出願に対して優先審査決定をした場合
 3. 特許出願審査の猶予申請がある前に、既に拒絶理由を通知するか特許決定書を通知した場合
- ④代理人によって手続きを行う場合には、第 1 項による書式にその代理権を証明する書類を添付しなければならない。
[本条新設 2008.09.30]

第 41 条(意見書) 法第 63 条第 1 項、法第 66 条の 2 第 3 項、法第 67 条の 2 第 2 項、法第 132 条の 3 第 3 項、法第 133 条の 2 第 4 項、法第 136 条第 6 項または法第 137 条第 4 項によって意見書を提出しようとする者は、別紙第 24 号書式の意見書に次の各号の書類を添付して特許庁長・特許審判院長または審判長に提出しなければならない。
<改正 1999.7.1、2001.6.30、2007.06.29>

1. 意見内容を証明する書類 1 通(法第 66 条の 2 第 3 項により意見書を提出する場合は除く)
2. 代理人によって手続を踏む場合にはその代理権を証明する書類 1 通

[全文改正 1998.12.31]

第 42 条(補正の却下決定) 法第 51 条第 1 項による補正の却下決定は、次の各号の事項を記載した書面で行わなければならない。

1. 特許出願番号
2. 発明の名称
3. 特許出願人の氏名及び住所(法人の場合にはその名称及び営業所の所在地)<改正 2001.6.30>
4. 特許出願人の代理人がある場合にはその代理人の氏名及び住所や営業所の所在地 *この場合、代理人が「弁理士法」第 6 条の 3 による特許法人(以下“特許法人という)又は同法第 6 条の 12 による特許法人(有限)(以下“特許法人(有限)という)の場合、その名称、事務所の所在地及び指定された弁理士の氏名をいう。
5. 却下決定の注文及び理由
6. 却下決定年月日

第 43 条(特許出願の公開日または登録公告日) 特許出願の公開日または登録公告日は、当該特許出願が公開または登録公告された旨を掲載した公開用特許公報または登録公告用特許公報が発行された日とする。<改正 1997.7.1>

第 44 条(早期公開等の申請) ①法第 64 条第 1 項によって特許出願日から 1 年 6 ヶ月が経過する前に特許出願の公開を申請しようとする者は、別紙第 25 号書式の早期公開申請書を特許庁長に提出しなければならない。ただし、特許出願と同時に公開を申請しようとする場合(請求範囲が記載された明細書が添付された場合のみ該当する。)には出願書にその旨を記載することによって申請書を提出したこととすることができる。〈改正 1998.12.31、2007.06.29〉

②外国語特許出願又は国際特許出願の場合には、法第 42 条の 3 第 2 項又は法第 201 条第 1 項の規定により韓国語翻訳文を提出した後でなければ早期公開の申請ができない。〈新設 1997.7.1〉〈改正 1998.12.31〉

③特許に関する手続きを踏む者が第 1 項の規定による早期公開の申請を取下げようとする場合には、早期公開申請書を提出した日から 10 日以内に別紙第 12 号書式の取下書を提出しなければならない。〈新設 2003.5.17〉

④代理人が第 1 項乃至第 3 項の規定による手続きを踏もうとする場合には、その代理権を証明する書類を添付しなければならない。〈改正 1997.7.1、2003.5.17〉

[本条新設 1996.6.22]

第 45 条(特許出願に対する情報の提供) 法第 63 条の 2 の規定によって情報の提供をしようとする者は、別紙第 23 号書式の情報提出書に次の各号の書類を添付して特許庁長に提出しなければならない。

1. 刊行物等証拠書類 1 通
2. 特許異議申立事項を証明する書類 1 通

[全文改正 1998.12.31]

第 46 条(外国の審査結果提出) ①法第 63 条の 3 により優先権主張の基礎になる出願をした国(以下、この条で“先出願国”という。)の審査結果に対する資料提出命令を受けた者は別紙第 13 号書式の書類提出書に次の各号の書類を添付し特許庁長に提出しなければならない。ただし、審査結果がない場合には別紙第 24 号書式の意見書にその趣旨を書いて提出しなければならない。

1. 先出願国の審査官が拒絶理由または特許可否決定を通知した場合、その通知書の写し各 1 通
2. 第 1 号の通知書に書いてある文献の写し 1 通
3. 代理人により手続きを踏む場合、その代理権を証明する書類 1 通

②審査官は審査のために必要な場合、期間を定めて第 1 項第 1 号及び第 2 号の書類の韓国語翻訳文を提出することを特許出願人に命ずることができる。

③第 2 項により提出命令を受けた者は別紙第 13 号書式の書類提出書に韓国語翻訳文を添付して提出しなければならない。

第 47 条 削除〈1997.7.1〉

第 48 条(拒絶理由通知等) ①審査官は、次の各号の事項に対する決定または通知をしようとする時には、これを特許庁長に報告してその決定書または通知書を作成してこれに記名捺印しなければならない。〈改正 1997.7.1、2007.06.29、2011.12.2〉

1. 法第 51 条第 1 項の規定による補正却下決定
2. 法第 63 条第 1 項による拒絶理由通知
3. <削除>
4. <削除>

5.特許権の存続期間の延長登録出願に対し法第 93 条で準用する法第 63 条第 1 項による拒絶理由通知

②審査官は、特許出願に対し特許拒絶決定または特許決定をしようとするときには、特許庁長にこれを報告して次の各号の事項を書いた特許拒絶決定書または特許決定書を作成して記名捺印しなければならない。〈改正 1997.7.1、2001.6.30〉

1. 特許出願番号
2. 発明の名称
3. 特許出願人の氏名及び住所(法人の場合にはその名称及び営業所の所在地)〈改正 2001.6.30〉
4. 特許出願人の代理人がある場合にはその代理人の氏名及び住所や営業所の所在地(代理人が特許法人・特許法人(有限)である場合には、その名称、事務所の所在地及び指定された弁理士の氏名)〈改正 2001.6.30〉
5. 拒絶理由通知年月日(特許拒絶決定の場合に限る。)<改正 2001.6.30>
6. 決定の注文及びその理由(特許拒絶決定の場合請求範囲の請求項が 2 つ以上の時には該当請求項及びその拒絶決定の理由を記載しなければならない)〈改正 2001.6.30〉
7. 決定年月日<改正 2001.6.30>
8. 職権補正事項があれば、その職権補正事項(特許決定の場合に限定する)

③削除<1997.7.1>

第 49 条 <削除>

第 4 章 特許証及び特許権

第 50 条(特許証の発給) ①特許庁長は、特許権の設定登録をしたときには法第 86 条第 1 項によりその特許権者に別紙第 26 号書式の特許証を発給しなければならない。〈改正 2006.4.28〉

②特許庁長は、法第 99 条による譲渡等の事由で特許権を承継した者の申請があるときには、別紙第 26 号書式の特許証を再 発給することができる。〈新設 2006.4.28〉

③特許庁長は、法第 86 条第 2 項の規定により特許証を訂正発給しようとする場合には別紙第 27 号書式の登録事項欄にその訂正事項を記載・捺印して、当該特許証に編綴して発給しなければならない。〈改正 2006.4.28〉

④ 特許庁長は、特許権者の申請がある時には、特許証の記載事項を外国語で書いた次の各号の区分による書式の特許証(以下“外国語特許証”という)を発給することができる。

1. 英語で書いて発給する場合: 別紙第 26 号の 2 書式
2. 日本語で書いて発給する場合: 別紙第 26 号の 3 書式
3. ドイツ語で書いて発給する場合: 別紙第 26 号の 4 書式
4. フランス語で書いて発給する場合: 別紙第 26 号の 5 書式
5. ロシア語で書いて発給する場合: 別紙第 26 号の 6 書式
6. スペイン語で書いて発給する場合: 別紙第 26 号の 7 書式
7. 中国語で書いて発給する場合: 別紙第 26 号の 8 書式
8. アラビア語で書いて発給する場合: 別紙第 26 号の 9 書式

<新設 2006.4.28>

第 50 条の 2(携帯用特許証の発給) ①特許庁長は、特許権者の申請があるときには、別紙第 28 号書式の携帯用特許証を発給することができる。

②特許庁長は、第 1 項の携帯用特許証が特許原簿その他の書類と符合しないときには、特許権者の申請によりまたは職権で携帯用特許証を回収して訂正 発行し、または新しい携帯用特許証を発給しなければならない。この場合、携帯用特許証を訂正 発給しようとするときには、別紙第 28 号書式の登録事項欄にその訂正事項を記載・捺印して発給しなければならない。

③特許庁長は、携帯用特許証を発給した後、**法第 86 条第 3 項各号のいずれかにより新しい特許証を発給した時には、新しい携帯用特許証を発給しなければならない。**

④特許庁長は、特許権者の申請がある時には、携帯用特許証の記載事項を外国語で書いた次の各号の区分による書式の携帯用特許証(以下“携帯用外国語特許証”という)を発給することができる。

1. 英語で書いて発給する場合: 別紙第 28 号の 2 書式
2. 日本語で書いて発給する場合: 別紙第 28 号の 3 書式
3. ドイツ語で書いて発給する場合: 別紙第 28 号の 4 書式
4. フランス語で書いて発給する場合: 別紙第 28 号の 5 書式
5. ロシア語で書いて発給する場合: 別紙第 28 号の 6 書式
6. スペイン語で書いて発給する場合: 別紙第 28 号の 7 書式
7. 中国語で書いて発給する場合: 別紙第 28 号の 8 書式
8. アラビア語で書いて発給する場合: 別紙第 28 号の 9 書式

[本条新設 2006.4.28]

第 50 条の 3(特許証等の再発給) 特許庁長は、特許権者が特許証、携帯用特許証、外国語特許証又は携帯用外国語特許証の紛失及び毀損で再発給を申請するときには、これを再発給しなければならない。

[本条新設 2006.4.28]

第 51 条(特許証の発給申請等) ①次の各号のいずれかに該当する申請をしようとする者は、別紙第 29 号書式の申請書を特許庁長に提出しなければならない。〈改正 2006.4.28〉

1. 第 50 条第 2 項による特許証の再発給申請
2. 第 50 条の 2 第 1 項による携帯用特許証の発給申請
3. 第 50 条の 3 による特許証または携帯用特許証の再発給申請

②特許証、携帯用特許証、外国語特許証又は携帯用外国語特許証の訂正 発給を受けようとする者は、別紙第 29 号書式の申請書に特許証または携帯用特許証を添付して特許庁長に提出しなければならない。〈改正 2006.4.28〉

③次の各号のいずれか一つに該当する申請をしようとする者は、別紙第 29 号の 2 書式の申請書に発明の名称、特許権者、発明者等、外国語特許証又は携帯用外国語特許証に書かなくてはならない事項が正確に翻訳されたことを証明する書類を添付して特許庁長に提出しなければならない。

1. 第 50 条第 4 項による外国語特許証の発給申請
2. 第 50 条の 2 第 4 項による携帯用外国語特許証の発給申請

④代理人により手続を踏む場合には、第 1 項から第 3 項までの規定による書式にその代理権を証明する書面を添付しなければならない。〈改正 2001.6.30〉

第 52 条(許可等に伴う特許権の存続期間の延長登録出願書)〈改正 2011.12.2〉 法第 90 条第 1 項によって特許権の存続期間の延長登録出願をしようとする者(以下この条及び第 54 条で“延長登録出願人”という)は、別紙第 30 号書式の出願書に次の各号の書類を添付して特許庁長に提出しなければならない。〈改正 1998.12.31、2002.2.28、2011.12.2〉

1. 延長理由及びこれを証明する資料 1 通
2. 代理人によって手続を踏む場合にはその代理権を証明する書類 1 通

第 53 条(許可等に伴う特許権の存続期間の延長理由等)〈改正 2011.12.2〉 法第 90 条第 1 項第 6 号で“産業通商資源部令が定める延長理由(これを証明することができる資料を添付しなければならない)”とは、次の各号のいずれか一つに該当する資料をいう。〈改正 1993.12.31、1996.6.22、1997.7.1、1998.12.31〉

1. その延長登録出願した特許発明の実施に法第 89 条の許可または登録を受けなければならない必要性及びこれを証明する資料
2. 第 1 号の規定による許可または登録によってその特許発明を実施できなかった期間及びこれを証明する資料
3. 第 1 号の規定によって許可または登録を受けた者がその特許権の特許権者・専用実施権者または登録された通常実施権者であることを証明する資料

第 54 条(許可等に伴う延長登録出願の延長登録可否決定)〈改正 2011.12.2〉 審査官は、法第 90 条に伴う特許権の存続期間の延長登録出願に対し延長登録可否決定をしようとする時には、特許庁長にこれを報告して次の各号の事項を記載した延長登録拒絶決定書または延長登録決定書を作成して記名捺印しなければならない。ただし、延長登録拒絶決定をする場合には、第 3 号及び第 4 号の事項は記載しない。〈改正 2001.6.30、2011.12.2〉

1. 延長登録出願番号
2. 特許番号
3. 延長期間
4. 法第 89 条の許可または登録の内容
5. 延長登録出願人の氏名及び住所(法人の場合には、その名称及び営業所の所在地)〈改正 2001.6.30〉
6. 延長登録出願人の代理人がある場合にはその代理人の氏名及び住所や営業所の所在地(代理人が特許法人・特許法人(有限)である場合には、その名称、事務所の所在地及び指定された弁理士の氏名)〈改正 2001.6.30〉
7. 決定の注文とその理由〈改正 2001.6.30〉
8. 決定年月日〈改正 2001.6.30〉

第 54 条の 2(登録遅延に伴う特許権の存続期間の延長登録出願書) 法第 92 条の 3 第 1 項により特許権の存続期間の延長登録出願をしようとする者(以下この条及び第 54 条の 4 で“延長登録出願人”という)は、別紙第 30 号の 2 書式の出願書に次の各号の書類を添付して特許庁長に提出しなければならない。

1. 延長理由及びこれを証明する資料 1 通
2. 代理人により手続きを踏む場合にはその代理権を証明する書類 1 通

[本条新設 2011.12.2]

第 54 条の 3(登録遅延に伴う特許権の存続期間の延長理由等) 法第 92 条の 3 第 1 項第 5 号で“産業通商資源部令が定める延長理由(これを証明することができる資料を添付しなければならない)”とは、次の各号の事項をいう。

1. その延長登録出願した特許が特許出願日から4年又は出願審査請求日から3年のうち遅い日より遅延されて特許権の設定登録がなされたため特許権の存続期間が延長されなければならないという必要性
2. 延長申請の期間とその延長申請の期間には法第92条の2第2項により出願人により遅延された期間は除外されたという説明及びこれを証明することができる資料
3. その他延長理由を証明するために必要な事項

[本条新設 2011.12.2]

第54条の4(登録遅延に伴う延長登録出願の延長登録可否決定) 審査官は、法第92条の3に伴う特許権の存続期間の延長登録出願に対し延長登録可否決定をしようとするときには、特許庁長にこれを報告し次の各号の事項を記した延長登録拒絶決定書又は延長登録決定書を作成して記名捺印しなければならない。但し、延長登録拒絶決定をする場合には第3号及び第4号の事項は記さない。

1. 延長登録出願番号
2. 特許番号
3. 延長期間
4. 遅延された期間の内容
5. 延長登録出願人の氏名及び住所(法人の場合にはその名称及び営業所の所在地)
6. 延長登録出願人の代理人がいる場合にはその代理人の氏名及び住所若しくは営業所の所在地(代理人が特許法人・特許法人(有限)である場合にはその名称、事務所の所在地及び指定された弁理士の氏名)
7. 決定の主文とその理由
8. 決定年月日

[本条新設 2011.12.2]

第54条の5(出願人により遅延された期間) 令第7条の2第1項第4号で“産業通商資源部令で定める期間”とは、次の各号のいずれか一つに該当する期間をいう。

1. 第3条の2第2項により特許庁長・特許審判院長又は審判長が期間を定めて電子的イメージの添付書類を書面で提出するように命じた場合には、その期間(法第15条第2項により出願人の請求により期間が短縮された場合にはその短縮されただけの期間は除外する)
2. 第8条第4項により特許庁長・特許審判院長又は審判長が証明書類の提出を命ずるときに期間を定めて疎明することができる機会を与えた場合にはその期間(法第15条第2項により出願人の請求により期間が短縮された場合にはその短縮されただけの期間は除外する)
3. 第11条第2項本文により特許庁長又は特許審判院長が不適合なものとする出願書類等を差し戻すという趣旨、差し戻し理由及び疎明期間を記した書面を送付した場合にはその疎明期間(法第15条第2項により出願人の請求により期間が短縮された場合にはその短縮されただけの期間は除外する)
4. 第40条の2第1項により審査官が出願人の申請により特許可否決定を保留した場合には出願人の決定保留申請書を提出した日から特許出願日から12ヶ月になる日までの期間
5. 第40条の3第3項により審査官が出願人の申請により特許出願に対する審査を猶予した場合には、出願人が審査の猶予を申請した日から猶予希望時点(猶予希望時点を変更した場合にはその変更した猶予希望時点をいう)までの期間。但し出願人が審査猶予申請を取り下げた場合には審査の猶予を申請した日から審査猶予申請を取り下げ

た日までの期間

6. 「民事訴訟規則」第5条第3項又は同じ規則第65条第3項により法院事務官等が訴訟書類の補完のために補正を勧告し、又は方式に合わない答弁書の提出を促した場合には、その補正を勧告し、又は答弁書の提出を促した日から出願人が訴訟書類を補正し、又は方式に合わない答弁書を提出した日までの期間

7. その他特許庁又は特許審判院に継続中の特許に関する手続き、法第186条第1項又は第8項による審決・決定・判決に対する訴訟手続き又は法第224条の2第2項による処分に対する行政審判・行政訴訟の手続きで出願人の請求・申請・補正・提出等により遅延された期間

[本条新設 2011.12.2]

第55条(特許権の消滅公告) 特許庁長は、法第124条の規定によって特許権が消滅された時にはその旨を特許公報に公告しなければならない。

第55条の2(特許料追加納付または補填による特許出願と特許権等の回復) ①法第81条の3第1項により特許料を追加納付したり補填しようとする者は、「特許権等の登録領施行規則」別紙第25号書式の納付書にその趣旨を書き、次の各号の書類を添付して特許庁長に提出しなければならない。〈改正 2003.5.17〉

1. 特許出願人または特許権者が責任を負うことができない事由で納付期間以内に納付しなかったり補填すべき期間以内に補填しなかったことを証明する書類1通〈改正 2003.5.17〉

2. 代理人により手続を踏む場合には、その代理権を証明する書類1通

②法第81条の3第3項により法第81条の3第3項の規定により特許権の回復を申請しようとする特許権者は、「特許権等の登録領施行規則」別紙第25号書式の納付書にその趣旨を記し特許庁長に提出しなければならない。この場合、代理人により手続を踏む場合には、その代理権を証明する書類1通を添付しなければならない。

[本条新設 2001.6.30]

第56条(出願及び審査規定の延長登録出願への準用) 特許権の存続期間の延長登録出願の出願及び審査に関しては、第24条及び第41条を準用する。〈改正 2011.12.2〉

第5章 特許取消申請及び審判等

第57条(特許取消申請書及び審判請求書) ①法第132条の2により特許取消申請をしようとする者は別紙第30号の3書式の特許取消申請書を特許審判院長に提出しなければならない。

②法第132条の17により審判請求をしようとする者は、別紙第31号書式の審判請求書を特許審判院長に提出しなければならない。

③法第133条、法第134条、法第135条又は法第137条により審判請求をしようとする者は、別紙第31号書式の審判請求書に次の各号の書類を添付し特許審判院長に提出しなければならない。

1. 特許発明との具体的な対比表を含む説明書及び必要な図面各1通(権利範囲確認審判の場合にのみ提出する)
2. 代理人が手続を踏む場合にはその代理権を証明する書類1通

④法第136条によって審判請求をしようとする者は、別紙第31号書式の審判請求書に次の各号の書類を添付して特許審判院長に提出しなければならない。

1. 削除

2. 訂正明細書及び図面各 1 通(別紙第 15 号書式及び別紙第 17 号書式により作成する。)<改正 2003.5.17>
3. 代理人によって手続を踏む場合にはその代理権を証明する書類 1 通<改正 1998.12.31>
4. 専用実施権者・質権者または通常実施権者の同意が必要な場合には、その同意を証明する書類 1 通<新設 2001.6.30>

⑤法第 138 条の規定により審判請求をしようとする者は、別紙第 31 号書式の審判請求書を特許審判院長に提出しなければならない。

第 57 条の 2(訂正請求書) 法第 132 条の 3 第 1 項又は法第 133 条の 2 第 1 項または法第 137 条第 3 項により訂正請求をしようとする者は、別紙第 32 号書式の訂正請求書に次の各号の書類を添付して特許審判院長に提出しなければならない。<改正 2007.06.29>

1. 訂正明細書及び図面各 1 通
2. 代理人により手続を踏む場合にはその代理権を証明する書類 1 通
3. 法第 132 条の 3 第 3 項、法第 133 条の 2 第 4 項 または法第 137 条第 4 項で準用する法第 136 条第 8 項により専用実施権者・質権者または通常実施権者の同意が必要な場合にはその同意を証明する書類 1 通

第 58 条(特許取消申請番号及び審判番号の通知等) ①特許審判院長は、特許取消申請書または審判請求書を受領した時には 特許取消申請番号または審判番号を附与してその事件に対する合議体を構成する審判官を指定しなければならない。

②特許審判院長は、第 1 項により審判官を指定したり指定された審判官の変更がある時にはその事実を当事者に通知しなければならない。この場合、第 9 条の 8 の規定により電子文書で通知又は送達を受けようとする者には、電算情報処理組織で閲覧できるようにした場合、通知したものとみなす。

[全文改正 2007.06.29]

第 59 条 削除<1998.2.23>

第 60 条(答弁書等) ①法第 147 条第 1 項の規定により答弁書を提出しようとする者は、別紙第 24 号書式の答弁書を特許審判院長または審判長に提出しなければならない。<改正 1998.2.23、2002.2.28>

②法第 132 条の 13 第 2 項、法第 147 条第 3 項、法第 156 条第 2 項(法第 132 条の 9 第 2 項により準用される場合を含む。)、法第 159 条第 1 項または法第 170 条の規定により意見書を提出しようとする者は、別紙第 24 号書式の意見書を特許審判院長または審判長に提出しなければならない。<改正 1998.2.23、2001.6.30、2002.2.28>

第 61 条(審判官の除斥申請書等) 法第 149 条または法第 150 条第 1 項(法第 132 条の 7 第 2 項により準用される場合を含む)により審判官の除斥申請または忌避申請をしようとする者は、別紙第 33 号書式の審判事件申請書を特許審判院長に提出しなければならない。<改正 1998.2.23、2002.2.28>

第 62 条(特許取消申請及び審判の参加申請) ①法第 132 条の 9 第 2 項により準用される法第 156 条により特許取消申請参加の申請をしようとする者は別紙第 33 号書式の申請書を特許審判院長または審判長に提出しなければならない。

② 法第 156 条の規定により審判参加の申請をしようとする者は、別紙第 33 号書式の申請書を特許審判院長または審判長に提出しなければならない。<改正 1998.2.23、2002.2.28>

第 63 条(証拠の添付) ①第 57 条及び第 60 条の規定による特許取消申請書・審判請求書・答弁書・意見書、その他に特許取消申請または審判に関して提出する書面には必要な証明資料を添付しなければならない。

②第 1 項の規定による証明資料が書面の時にはその謄本を、図面・見本または物である時には実物に代えることができる複写や写真を添付しなければならない。ただし、見本または物を追加で提出しようとする場合には、審判関連書類に見本または物を別途に提出するという旨を記載し、別紙第 7 号書式の電子文書添付書類等物件提出書に添付して提出しなければならない。〈改正 2003.5.17〉

③第 2 項の規定による見本にはその図面を添付するべきであり、図面添付ができない時には説明書を添付しなければならない。

④法第 157 条の規定による証拠保全申請をしようとする者は、別紙第 33 号書式の審判事件申請書を特許審判院長または審判長に提出しなければならない。〈改正 1998.2.23〉

⑤代理人により手続を踏む場合には、第 4 項の規定による書式にその代理権を証明する書類を添付しなければならない。〈改正 2001.6.30〉

第 64 条(審査官の意見書) 特許審判院長は、特許取消申請または審判のために必要な場合、特許庁長に該当特許取消申請書または審判請求書の副本を送付して、関係審査官の意見を提出するように特許庁長に要請することができる。

第 65 条(口述審理) ①法第 154 条第 1 項の規定により口述審理をしようとする審判の当事者は、別紙第 40 号の 2 書式の口述審理申請書を特許審判院長または審判長に提出しなければならない。〈改正 2001.6.30、2002.2.28〉

②口述審理においては、韓国語を使用しなければならない。〈改正 2001.6.30〉

第 65 条の 2(証人の申請等) ①証人訊問を申請しようとする審判の当事者は別紙第 33 号書式の審判事件申請書に次の各号の書類を添付して特許審判院長または審判長に提出しなければならない。〈改正 2001.6.30、2002.28〉

1. 証人訊問が必要な理由及び訊問要求事項を記載した書類 1 通
2. 代理人により手続を踏む場合にはその代理権を証明する書類 1 通

②現場検証を申請しようとする審判の当事者または参加人は別紙第 33 号書式の審判事件申請書を特許審判院長または審判長に提出しなければならない。

[本条新設 2002.2.28]

第 66 条(審理終結の通知後提出された書類) ①法第 162 条第 3 項の規定によって審理の終結を通知した後に当事者または参加人が提出した書類は、これを審決に参酌せずその書類は申請がある場合に限って当事者または参加人に返還する。ただし、その返還前に法第 162 条第 4 項の規定によって審理を再開した場合には、この限りでない。

②第 1 項の規定により書類の返還申請をしようとする当事者または参加人は別紙第 8 号書式の書類返還申請書を特許審判院長または審判長に提出しなければならない。〈新設 2002.2.28〉

第 66 条の 2(審理再開) 法第 162 条第 4 項の規定により審理再開を申請しようとする当事者または参加人は別紙第 33 号書式の審判事件申請書を特許審判院長または審判長に提出しなければならない。

[本条新設 2002.2.28]

第 67 条(特許取消申請及び審判の決定書) 特許取消申請または審判の決定書(法第 132 条の 14 による特許取消申請に対する決定書は除外する)には、次の各号の事項を記載しその決定をした審判官が記名捺印しなければならない。

1. 特許取消申請番号または審判番号
2. 当事者・参加人(または参加申請人)の氏名及び住所(法人の場合にはその名称及び営業所の所在地)<改正 2001.6.30>
3. 当事者・参加人(または参加申請人)の代理人がある場合には各々その代理人の氏名及び住所や営業所の所在地(代理人が特許法人・特許法人(有限)である場合には、その名称、事務所の所在地及び指定された弁理士の氏名)<改正 2001.6.30>
4. 特許取消申請の対象になる特許の表示または審判事件の表示
5. 決定の注文及びその理由
6. 決定年月日

第 67 条の 2(特許取消申請及び審判の手続の中止申請) 法第 164 条第 1 項(法第 132 条の 15 により準用される場合を含む。)により特許取消申請手続または審判手続の中止を申請しようとする者は別紙第 33 号の 2 書式の手続中止申請書を審判長に提出しなければならない。

第 68 条(審判費用) 法第 165 条第 5 項の規定による審判または再審に関する費用の金額決定を請求しようとする者は、別紙第 34 号書式の請求書に次の各号の書類を添付して特許審判院長に提出しなければならない。

1. 削除<2002.2.28>
2. 費用計算書及びその証明書類各 1 通
3. 代理人によって手続を踏む場合にはその代理権を証明する書類 1 通

[全文改正 1998.12.31]

第 69 条(審判請求等の取下げ) ①法第 132 条の 3 第 4 項または第 133 条の 2 第 5 項(法第 137 条第 4 項により準用される場合を含む。)により訂正請求を取下げようとする場合には別紙第 12 号書式の取下書の特許審判院長または審判長に提出しなければならない。

②審判長は第 1 項による訂正請求の取下げがある時にはこれを審判請求人、特許権者及び参加人に通知しなければならない。

③法第 132 条の 12 第 1 項及び第 2 項又は法 161 条第 1 項及び第 2 項により特許取消申請又は審判請求を取下げようとする者は、別紙第 12 号書式の取下書に次の各号の書類を添付して特許審判院長または審判長に提出しなければならない。<改正 1998.2.23>

1. 相手方の同意が必要な場合に同意を証明する書類 1 通
2. 代理人によって手続を踏む場合にはその代理権を証明する書類 1 通<改正 1998.12.31>

④審判長は特許取消申請または審判請求の取下げがある時にはこれを当事者、参加人または参加申請をしたがその申請が拒否された者に通知しなければならない。<改正 1998.2.23>

⑤特許取消申請参加人または審判参加人がその参加を取下げようとする場合には、別紙第 12 号書式の取下書の特許審判院長または審判長に提出しなければならない。<新設 2002.2.28>

第 70 条 削除<1993.12.31>

第 71 条 削除<1998.2.23>

第 72 条(再審請求) 法第 178 条第 1 項により再審の請求をしようとする者は、別紙第 31 号書式の請求書に次の各号の書類を添付して特許審判院長に提出しなければならない。<改正 1998.2.23>

1. 削除<2002.2.28>
2. 特許発明と対比されることのできる説明書(その説明書には特許発明との具体的な対比表を書かなければならない)及び必要な図面各 1 通(権利範囲確認審判の場合に限定する。)<改正 2003.5.17>
- 2 の 2. 訂正明細書及び図面 1 通(訂正審判の場合に限る)<新設 2003.5.17>
3. 代理人によって手続を踏む場合にはその代理権を証明する書類 1 通<改正 1998.12.31>

第 73 条(準用規定) 法第 132 条の 17 による特許拒絶決定についての審判に関しては、第 41 条及び第 42 条を準用する。

第 6 章 特許協力条約による国際出願

第 1 節 国際出願手続等

第 1 関 通則

第 74 条(国際出願番号の表示) 国際出願をした後その国際出願に関して書類その他の物を特許庁長に提出する時には、その書類または物に国際出願番号を表示しなければならない。<改正 2003.12.31>

[全文改正 1999.7.1]

第 74 条の 2 削除<1999.7.1>

第 74 条の 3 削除<1999.7.1>

第 75 条(書類の使用語) 国際出願に関して特許庁長に提出する書類は、国際出願の発明の説明及び請求範囲を書いた言語(以下“国際出願の言語”と言う)で作成しなければならない。但し、国籍証明書、法人証明書、その他特許庁長の指定する書類は、この限りでない。

第 76 条(模写電送装置による書類の提出) ①特許庁長 へ国際出願に関する書類(出願書、発明の説明、請求範囲、必要な図面、要約書及びその他の書類を 言う。)を提出しようとする者は該当書類を模写電送装置によって提出できる。

②特許庁長は、第 1 項の規定により模写電送装置によって提出された書類に記載された事項の全部または一部が明確でない場合またはその書類の一部が到達されなかった場合には、その明確でない部分または到達されなかった部分に関してはその書類が提出されなかったとみなしてその旨を出願人に通知しなければならない。

③ 特許庁長は、第 1 項により提出された書類を確認するために該当書類の原本が必要ならば、14 日以内にその原本を提出することを該当書類を提出した者に命ずることができる。

④ 第 3 項により原本を提出しようとする者は、別紙第 35 号書式の書類提出書に次の各号の書類を添付して特許庁長に提出しなければならない。

1. 提出命令を受けた該当書類の原本 1 通
2. 代理人により手続きを踏む場合にはその代理権を証明する書類 1 通

⑤ 第 3 項により出願書、発明の説明、請求範囲、必要な図面または要約書の原本の提出命令を受けた者が指定された期間にその原本を提出しなかった場合には特許協力条約規則(以下“条約規則”という。)92.4(g)(i)によりその出願は取り下げになったこととみなす。

⑥ 第 3 項により第 5 項による書類以外の書類の原本の提出命令を受けた者が指定された期間にその原本を提出しなかった場合には、条約規則 92.4(g)(ii)によりその書類は提出されなかったこととみなす。

[全文改正 1999.7.1]

第 77 条(国際出願に含ませてはならない事項) 国際出願には次の各号の事項が含まれてはならない。

1. 公共の秩序に反する表現または図面
2. 善良な風俗に反する表現または図面
3. 出願人外の特定人の生産物・方法または出願や特許の利点または有効性を誇る内容
4. 国際出願に記載された事項と関連がな、または不必要な内容<改正 1993.12.31>

[全文改正 1999.7.1]

第 78 条(代理人の選任等) ① 国際出願に関する手続きを踏む者は、彼が記名した後署名または捺印した出願書または第 106 条の 23 第 2 項による国際予備審査請求書(以下“国際予備審査請求書”という。)によって代理人または代表者の選任を申告することができる。

② 代理人または代表者が出願書または国際予備審査請求書に記名した後署名または捺印した場合には、出願人の委任状を出願書または国際予備審査請求書に添付しなければならない。

③ 第 1 項及び第 2 項によって国際出願に関する手続きを踏む者の代理人または代表者の選任を申告しなかった者が、出願後または国際予備審査請求後に代理人または代表者の選任を申告し、または代理人あるいは代表者の解任または辞任を申告する場合には、別紙第 36 号書式の申告書を特許庁長に提出しなければならない。この場合、代理人の選任または代表者の選任・解任を申告する場合には、その申告内容を証明する書類を添付して提出しなければならない。

④ 国際出願に関する手続きを踏む者がその代理人または代表者の選任を申告した後に新しい代理人または代表者の選任を申告する場合には、条約規則 90.6 の規定により先に選任された代理人または代表者は解任されたこととみなす。ただし、申告書に先に選任された代理人または代表者を続けて代理人または代表者とするという旨が記載されている場合には、この限りでない。

[全文改正 1999.7.1]

第 79 条(複代理人の選任等) ① 国際出願に関する手続きを踏む者の代理人は複代理人を選任することができる。ただし、その代理権を証明する書面に複代理人を選任することができないという旨が記載されている場合には、この限りでない。

② 第 1 項による複代理人の選任・解任または辞任を申告する場合には、別紙第 36 号書式の申告書を特許庁長に提出しなければならない。この場合、複代理人の選任を申告する場合には、その申告内容を証明する書類を添付して提

出しなければならない。

[全文改正 1999.7.1]

第 80 条(包括委任状の提出等) ①国際出願に関する手続を踏む者が条約規則 90.5(b)の規定による包括委任状を提出する場合には、別紙第 37 号書式の包括委任状提出書に包括委任を証明する書類を添付して特許庁長に提出しなければならない。

②第 1 項の規定によって提出した包括委任状の写本を国際出願の出願書・国際予備審査請求書その他国際出願に関する書類に添付する場合には、法第 7 条の規定による書面の証明に替えることができる。

③国際出願の出願人が第 1 項による包括委任状に記載された代理人の解任または辞任を申告する場合には、別紙第 37 号書式の包括代理人解任申告書または包括代理人辞任申告書を特許庁長に提出しなければならない。

[全文改正 1999.7.1]

第 80 条の 2 削除<1999.7.1>

第 81 条(氏名等の変更申告) 国際出願に関する手続を踏む者またはその代理人は、その氏名や名称・住所・国籍・署名または印鑑を変更した時と発明者の氏名または住所が変更された時にはすぐに別紙第 38 号書式の出願情報変更申告書に次の各号の書類を添付して特許庁長に提出しなければならない。

1. 申告事実を証明する書類 1 通
2. 代理人によって手続を踏む場合にはその代理権を証明する書類 1 通

[全文改正 1999.7.1]

第 82 条(特許出願人または発明者変更の申告) ①国際出願に関する手続を踏む者または発明者の名義が変更された場合には、すぐに別紙第 38 号書式の出願情報変更申告書を特許庁長に提出しなければならない。<改正 2001.6.30>

②代理人によって手続を踏む場合には、第 1 項の規定による申告書にその代理権を証明する書類を添付しなければならない。

[全文改正 1999.7.1]

第 83 条(国際出願外の書類の補正) ①特許庁長は、国際出願をした出願人が提出した書類(出願書、発明の説明、請求範囲、図面及び要約書を除外する。)が第 2 条または第 74 条の規定による要件を充足しない時には期間を定めて書面で補正を命じなければならない。

②第 1 項の規定による補正をしようとする者は、別紙第 39 号書式の補正書を特許庁長に提出しなければならない。

③代理人によって手続を踏む場合には、第 2 項の規定による補正書にその代理権を証明する書類を添付しなければならない。

④特許庁長は、第 1 項の規定による補正命令を受けた者が指定された期間内に書類を補正しない時には当該書類が提出されなかったことにみなし、その旨を出願人に通知しなければならない。[全文改正 1999.7.1]

第 84 条(明白な誤りの訂正) ①国際出願をした出願人は、条約規則 91.1(a)により該当国際出願の出願書またはその補正書に明白な誤りがありその誤りを訂正しようとする場合には、特許庁長にその訂正を申請することができる。

②国際出願をした出願人は、次の各号のいずれか一つの書類に条約規則 91.1(a)による明白な誤りがありその誤りを

訂正しようとする場合には、特許庁長が該当国際出願に関して条約第 15 条による国際調査(以下“国際調査”という。)または条約第 33 条による国際予備審査(以下“国際予備審査”という。)業務を遂行する場合に 限定し特許庁長にその訂正を申請することができる。

1. 発明の説明、請求範囲、図面またはその補正書
 2. 条約規則 91.1(b)(iii)による書類
- ③国際出願をした出願人は、第 1 項及び第 2 項による書類を除いた書類(該当書類が特許庁長に提出された場合に限る。)に明白な誤りがありその誤りを訂正しようとする場合には、特許庁長にその訂正を申請することができる。
- ④特許庁長は、国際出願の出願書、その他の書類に明白な誤りがあることを発見した場合には、条約規則第 91.1(h)により第 1 項から第 3 項までの規定による訂正を申請することを出願人に命ずることができる。
- ⑤第 1 項から第 3 項までの規定により訂正申請をしようとする者は、条約第 2 条(xi)の規定による優先日(以下“優先日”という。)から 26 ヶ月以内に別紙第 39 号書式の訂正申請書を特許庁長に提出しなければならない。
- ⑥代理人により手続きを踏む場合には、第 5 項による訂正申請書にその代理権を証明する書類を添付しなければならない。
- ⑦特許庁長は、第 1 項から第 3 項までの規定による訂正の申請に対して条約規則 91.1(c)から(f)までの規定によりその誤りの訂正を認めることができる。但し、その訂正申請が条約規則 91.1(g)に該当する場合には、この限りでない。
- ⑧第 7 項による訂正の認定は、次の各号のいずれか一つに該当するときからその効力が発生する。
1. 国際出願の出願書に提出された出願書、発明の説明、請求範囲または図面に明白な誤りがある場合には条約第 11 条による国際出願日(以下“国際出願日”という)
 2. 第 1 号による書類を除いた書類に明白な誤りがある場合には該当書類の提出日
- ⑨特許庁長は、第 1 項から第 3 項までの規定により申請した訂正を認める場合にはその趣旨を、その訂正を認めない場合にはその趣旨及び理由を出願人に通知しなければならない。

[全文改正 2007.06.29]

第 85 条 削除

第 86 条(郵便の遅延) ①法令の規定によって特許庁長に提出する国際出願に関する書類として提出期間が定められていることを書留郵便によって提出する場合、郵便の遅延によって当該書類が提出期間内に到達されない時には出願人は当該書類を提出期間の満了日前 5 日以前に郵便で発送したという事実を証明する証拠を特許庁長に提出することができる。ただし、当該書類を航空郵便で発送することができ、また航空郵便外の方法では到達に通常 3 日以上所要されることが明白な場合、当該書類を航空郵便で発送しなかった時には、この限りでない。

②第 1 項の規定による証拠の提出は、出願人が書類の到達遅延を知るようになった日または相当な注意をしたならば知った日から 1 ヶ月以内、当該書類の提出期間の満了日から 6 ヶ月以内に提出しなければならない。

③第 1 項の規定によって提出できた証拠によって当該書類が提出期間内に到達されなかった原因が郵便の遅延によるものであると認められる場合には、当該書類は提出期間内に提出されたものとみなす。

[全文改正 1999.7.1]

第 87 条(郵便物の忘失) 第 86 条の規定は国際出願に関する書類を郵便で提出する場合当該郵便物の忘失に関してこれを準用する。この場合第 86 条第 1 項ないし第 3 項中“証拠”は各々“証拠または忘失した書類に代わる新しい書類及び新しい書類が忘失した書類と同一であることを証明する証拠”で、同条第 1 項及び第 3 項中“郵便の遅

延で”は各々“郵便物の忘失で”で、同条第3項中“当該書類”は“亡失した書類を代わりに提出された新しい書類”で見る。

[全文改正 1999.7.1]

第88条 削除(2012.06.28)

第88条の2(期間未遵守救済) ① 出願人又はその代理人は、その住所や営業所が属する地域又は滞在地での戦争・革命・暴動・ストライキ・天災地変その他これと類似の事故によって条約規則による手続きをその手続きに対して定められた期間以内に行うことができなかつたということを証明する証拠書類と、その手続きを最大限早くしたということとを証明する証拠書類を提出することができる。ただし、条約規則でその手続きに対して定めた期間の満了日から6ヶ月が過ぎた時には、この限りでない。

② 第1項による証拠書類がすべて提出された場合には、条約規則による手続きをその手続きに対して定められた期間以内にしたものとみる。

第89条(条約規則の効力) 国際出願に関して条約規則にこの規則で規定したものとほかの規定がある場合には、その規定による。〈改正 2003.12.31〉

[全文改正 1999.7.1]

第2関 国際出願手続〈新設 1999.7.1〉

第90条(国際出願ができる者) 法第192条第4号で“産業通商資源部令が定める要件に該当する者”とは、同条第1号から第3号までの規定に該当する者でない者であつて1名以上の大韓民国国民や国内に住所または営業所を持った外国人と共同で国際出願する者をいう。

[全文改正 1999.7.1]

第91条(国際出願の使用語) 法第193条第1項で“産業通商資源部令が定める言語”とは、韓国語、英語または日本語を言う。

第92条(出願書等の提出) ① 国際出願をしようとする者は国際出願の出願書に発明の説明、請求範囲、図面及び要約書各1通を添付して特許庁長に提出しなければならない。但し、国際出願の出願書を含んだ当該書類を書面にて提出する場合には各3通を別個の書類で作成して提出しなければならない。〈改正 2003.12.31〉

② 削除

第93条(出願書等の書式) ① 国際出願の出願書は、別紙第41号書式、別紙第41号の2書式または別紙第42号書式によって作成しなければならない。

② 国際出願の発明の説明は、別紙第43号書式、請求範囲は別紙第44号書式、要約書は別紙第45号書式、図面は別紙第46号書式によって作成しなければならない。

[全文改正 1999.7.1]

第 93 条の 2(国家の指定等) ①第 92 条の規定により国際出願の出願書等が提出された場合には、次の各号の事項が行われたものとみなす。

1. 国際出願日に条約に拘束される全ての締約国の指定
2. 指定された締約国(以下“指定国”という。)中条約第 43 条または第 44 条があ適用される各指定国で得られる全ての種類の権利のためのものであるという表示
3. 条約第 45 条(1)が適用される各指定国の地域特許[条約第 2 条(iv)の規定による特許を言う。]及び国内特許[条約第 45 条(2)が適用される場合を除外する。]のためのものであるという表示

②第 1 項の規定にもかかわらず条約規則 4.9(b)の規定により優先権主張の基礎になる自国内先出願に対して取り下げられる効果を規定している締約国に対しては、国際出願の出願人は当該締約国の指定を除外することができる。

[本条新設 2003.12.31]

第 94 条(国際出願番号等の通知) 特許庁長は、国際出願で提出された書類を受付けた時には、その国際出願番号及びその国際出願の受付日を出願人に通知しなければならない。

[全文改正 1999.7.1]

第 95 条(出願書記載事項の職権抹消) 特許庁長は、国際出願の出願書に法第 193 条第 2 項及びこの規則に定めた事項外の事項が記載されている場合には職権でその事項の記載を抹消しなければならない。

[全文改正 1999.7.1]

第 95 条の 2(国際調査用翻訳文の提出) ①国際調査機関が認めない言語で国際出願が出願された場合、出願人は国際調査の

ために国際出願の受付日から 1 ヶ月以内に条約規則 12.3(a)の規定により国際調査機関が認める言語でなった翻訳文を特許庁長に提出しなければならない。

②特許庁長は出願人が第 1 項の規定による期間内に翻訳文を提出しなかった場合には、補正を命じた日から 1 ヶ月以内にその翻訳文を提出するように出願人に補正を命じなければならない。

③出願人が第 2 項による期間以内に翻訳文を提出しなかったり、徴収規則第 10 条第 1 項第 4 号イ目による加算料を納付しなかった場合には、条約規則 12.3(d)より、その出願は取り下げられたものとみなす。この場合、特許庁長はその趣旨を出願人に通知しなければならない。〈改正 2005.7.1〉

④第 1 項または第 2 項により翻訳文を提出しようとする者は別紙第 35 号書式の書類提出書に次の各号の書類を添付して特許庁長に提出しなければならない。

1. 国際調査用翻訳文 2 通
2. 代理人により手続を踏む場合には、その代理権を証明する書類 1 通

[本条新設 2003.12.31]

第 95 条の 2 削除〈1999.7.1〉

第 96 条 削除

第 97 条(手続の補完) 法第 194 条第 2 項の規定による手続の補完をしようとする者は、別紙第 39 号書式の補完書に次の各号の書類を添付して特許庁長に提出しなければならない。

1. 補完書 3 通
 2. 代理人によって手続を踏む場合にはその代理権を証明する書類 1 通
- [全文改正 1999.7.1]

第 97 条の 2 削除<1999.7.1>

第 98 条(国際出願で取扱われないという旨の通知) 特許庁長は、法第 194 条第 2 項による手続の補完命令を受けた者が指定された期間に手続の補完をしない場合には、条約規則 20.7(i)によってその出願は国際出願で取扱われないという旨及び理由を出願人に通知しなければならない。[全文改正 1999.7.1]

第 99 条(図面の提出期間) ①法第 194 条第 4 項で“産業通商資源部令が定める期間”とは、同条第 3 項による通知日から 2 ヶ月を言う。

②法第 194 条第 4 項の規定による図面を提出しようとする者は、別紙第 35 号書式の書類提出書に次の各号の書類を添付して特許庁長に提出しなければならない。

1. 図面 3 通
 2. 代理人によって手続を踏む場合にはその代理権を証明する書類 1 通
- [全文改正 1999.7.1]

第 99 条の 2(国際出願の明細書等の補完) ①特許庁長は、法第 194 条第 1 項による国際出願日を認める時、次の各号のいずれか一つに該当する場合には 2 ヶ月以内にその漏れた部分を提出するように出願人に補完を命じなければならない。

1. 発明の説明または請求範囲の一部が漏れ(法第 194 条第 1 項第 3 号に該当する場合は除く)ている場合
 2. 図面の全部または一部が漏れている場合
- ②第 1 項にもかかわらず出願人は国際出願の受付日から 2 ヶ月以内に第 1 項による漏れた部分を特許庁長に提出することができる。
- ③第 1 項または第 2 項によって漏れた部分を提出しようとする者は、別紙第 35 号書式の書類提出書に次の各号の書類を添付して特許庁長に提出しなければならない。
1. 漏れた部分を書いた発明の説明、請求範囲または図面各 3 通
 2. 代理人によって手続を踏む場合には、その代理権を証明する書類 1 通
- ④出願人は、第 1 項による期間にその補完命令に対する意見書を特許庁長に提出することができる。
- ⑤第 4 項によって意見書を提出しようとする者は、別紙第 40 号書式の意見提出書に次の各号の書類を添付して特許庁長に提出しなければならない。
1. 意見書 1 通
 2. 代理人によって手続を踏む場合にはその代理権を証明する書類 1 通
- ⑥特許庁長は、第 3 項による書類提出書が受付された場合には、該当書類の受付日を法第 194 条第 1 項各号以外の部分本文による国際出願日として認めなければならない。但し、該当受付日が法第 194 条第 4 項によって国際出願日として認められる日より先立つ場合には、この限りでない。

第 100 条(国際出願日の通知) 特許庁長は、条約第 11 条の規定による国際出願日を認めた時には当該国際出願日を出願人に通知しなければならない。〈改正 2003.12.31〉

[全文改正 1999.7.1]

第 100 条の 2(明細書等の補完の取下げ) ①第 99 条の 2 第 6 項本文によって国際出願日が認められた場合には、国際出願をした出願人は第 100 条による通知日から 1 ヶ月以内に第 99 条の 2 第 3 項によって提出された書類の提出を取下げることができる。

②第 1 項により書類の提出が取下げられた場合には、第 99 条の 2 第 6 項本文による国際出願日の認定はなかったものとみる。

③第 1 項により書類の提出を取下げするためには、別紙第 49 号書式の取下書の特許庁長に提出しなければならない。

第 101 条(手続の補正) ①法第 195 条第 4 号で“産業通商資源部令で定める方式”とは、次の各号の事項をいう。

1. 出願人(出願人が 2 名以上である場合には法第 192 条第 1 号または第 2 号に該当する最小 1 名の出願人)の住所(法人の場合にはその営業所の所在地)及び国籍に関する記載があること〈改正 2001.6.30、2003.12.31〉

2. 出願人または代理人(出願人が 2 名以上か代理人が 2 名以上の場合にはそのうち最小 1 名の出願人または代理人)が記名をした後署名または捺印すること。但し、代理人が記名をした後署名または捺印した場合には出願人(出願人が 2 名以上である場合には全ての出願人)が記名捺印した委任状が添付されなければならない。〈改正 2003.12.31〉

3. 国際出願の出願書、発明の説明、請求範囲、図面及び要約書が各々別紙第 41 号書式、別紙第 41 号の 2 書式、別紙第 42 号書式から別紙第 46 号書式までの書式によって作成されていること

②法第 195 条の規定によって手続の補正をしようとする者は、別紙第 39 号書式の補正書に次の各号の書類を添付して特許庁長に提出しなければならない。

1. 補正書 3 通

2. 代理人によって手続を踏む場合にはその代理権を証明する書類 1 通

[全文改正 1999.7.1]

第 102 条(優先権主張の補正または追加) ①出願人が優先権主張を補正または追加しようとする場合には、優先日から 1 年 4 ヶ月(優先権主張の補正または追加によって優先日が変更された場合には変更された優先日から 1 年 4 ヶ月と優先日から 1 年 4 ヶ月のうち先に満了される日)と国際出願日から 4 ヶ月のうち遅く満了される日以内に補正または追加しなければならない。

②出願人が早期国際公開を申請した後に特許庁長が第 4 項の規定による補正書を受領した場合当該書類は提出されなかったものとみなす。ただし、早期国際公開のための技術的準備が完了する前に当該早期国際公開申請を取り下げた場合には、この限りでない。

③優先権主張の補正または追加によって優先日が変更された場合、変更前優先日から起算して満了されなかった期間は変更された優先日からその期間を起算しなければならない。

④第 1 項の規定による補正または追加をしようとする者は、別紙第 39 号書式の補正書の特許庁長に第出しなければならない。

⑤代理人によって手続を踏む場合には、第 4 項の規定による補正書にその代理権を証明する書類を添付しなければならない。

ならない。

[全文改正 1999.7.1]

第 103 条(優先権主張に対する補正命令) ①①特許庁長は、次の各号のいずれか一つに該当する場合には出願人に優先権主張を補正することを命じなければならない。

1. 国際出願日が優先日から 1 年以内に該当しない場合
2. 優先権主張が条約規則 4.10 による要件を満たさない場合
3. 優先権主張に関する記載内容が該当優先権書類の記載内容と一致しない場合

②第 1 項の規定による補正をしようとする者は別紙第 39 号書の補正書を特許庁長に提出しなければならない。

③代理人によって手続を踏む場合には第 2 項の規定による補正書にその代理権を証明する書類を添付しなければならない。

④特許庁長は、第 1 項によって優先権主張の補正命令を受けた者が第 102 条第 1 項による期間に補正をしない場合には、該当優先権主張がないものとみてその趣旨を出願人に通知しなければならない。但し、次の各号のいずれか一つに該当するという理由だけでは該当優先権主張がないものとみない。

1. 条約規則 4.10(a)(ii)による先出願番号を書かなかった場合
2. 優先権主張に関する記載内容が第 106 条の 6 第 1 項による優先権書類の記載と一致しない場合
3. 国際出願日が優先日から 1 年を経過しているがその経過日から 2 ヶ月以内である場合。

⑤次の各号の要件を全て満たす優先権主張の補正がある場合には、該当補正は第 102 条第 1 項による期間にしたものとみる。

1. 第 102 条第 1 項による期間の満了日から 1 ヶ月以内であること
2. 第 4 項各号以外の部分本文による通知がある前であること

[全文改正 1999.7.1]

第 104 条(手数料未納付に対し補正) ①特許庁長は、国際出願をした者が徴収規則第 10 条第 2 項第 1 号の手数料を該当期間内に納付しなかった場合には、条約規則 16bis.1(a)の規定により 1 ヶ月の期間を定めて該当手数料及び加算料を納付することを命じなければならない。〈改正 2003.5.17、2003.12.31〉

②第 1 項の規定による手数料を納付しようとする者は、別紙第 47 号書式の手数料納付書を特許庁長に提出しなければならない。

[全文改正 1999.7.1]

第 104 条の 2 削除〈1999.7.1〉

第 105 条 削除〈2003.12.31〉

第 106 条(国際出願が取り下げられたものとみなす時期) ①法第 196 条第 1 項第 2 号で“産業通商資源部令が定める期間”とは、第 104 条第 1 項により手数料未納付に対する補正を命じた日から 1 ヶ月を言う。

②法第 196 条第 1 項第 3 号による期間は国際出願日から 4 ヶ月とする。

[本条新設 1999.7.1]

第 106 条の 2(取り下げられたものとみなす旨の事前通知等) ①特許庁長は、法第 196 条第 1 項第 3 号に該当して国際出願が取り下げられたものとみなすようになる場合には、予めその旨及び理由を出願人に通知しなければならない。

②出願人は第 1 項により通知を受けた場合には、通知日から 2 ヶ月以内に別紙第 40 号書式の意見提出書に次の各号の書類を添付して特許庁長に提出することができる。

1. 意見書 1 通
2. 代理人によって手続を踏む場合には、その代理権を証明する書類 1 通

[本条新設 1999.7.1]

第 106 条の 3 削除<2003.12.31>

第 106 条の 4(代表者の指定) 法第 197 条第 2 項の規定による出願人の代表者指定は、法第 192 条第 1 号または第 2 号に該当する出願人のうち最初に記載されている者にする。

[本条新設 1999.7.1]

第 106 条の 5(手数料納付書の提出) 法第 198 条の規定によって手数料を納付しようとする者は、別紙第 47 号書式の手数料納付書を特許庁長に提出しなければならない。

[本条新設 1999.7.1]

第 106 条の 6(優先権書類の提出) ①条約第 2 条(vi)の規定による国内出願または国際出願を基礎として優先権を主張しようとする者は、優先日から 1 年 4 ヶ月以内に別紙第 48 号書式の優先権書類送達申請書にその国内出願または国際出願を受理した官庁が認める当該国内出願または国際出願の謄本(以下“優先権書類”という。)を添付して特許庁長に提出することができる。

②大韓民国に提出した特許出願・実用新案登録出願または国際出願を基礎として優先権を主張しようとする者は、優先日から 1 年 4 月を“主張しようとする者は、国際出願の出願書に優先権書類の送達申請の趣旨を書くか優先日から 1 年 4 ヶ月以内に別紙第 48 号書式の優先権書類送達申請書を特許庁長に提出して優先権書類を国際事務局に送達することを特許庁長に要請できる。”<改正 2005.02.11>

③削除<2012.06.28>

④代理人が手続を踏む場合には第 1 項乃至第 3 項の規定による申請書にその代理権を証明する書類を添付しなければならない。

[本条新設 1999.7.1]

第 106 条の 7(国際出願等の取下げ) ①国際出願の出願人は、特許庁長に対し国際出願、指定国の指定、優先権主張、国際予備審査の請求または選択国の選択を取り下げることができる。ただし、次の各号の 1 に該当する場合には、この限りでない。<改正 2001.6.30、2003.12.31>

1. 優先日から 2 年 6 ヶ月を経過した場合
2. 条約第 23 条(2)または第 40 条(2)の規定による請求をした場合

②第 1 項の規定による取下げをしようとする者は、別紙第 49 号書式の取下書 2 通を特許庁長に提出しなければならない。<改正 2001.6.30>

③代理人によって手続を踏む場合には、第 1 項または第 2 項の規定による取下書にその代理権を証明する書類を添

付しなければならない。

④第1項による取下げは、あらゆる出願人を代理する代理人または代表者(法第197条第2項による代表者は除外する。)がない場合にはあらゆる出願人が記名をした後署名または捺印した書面としなければならない。

[本条新設 1999.7.1]

第106条の8(手数料の返還) ①次の各号の1に該当する場合には、出願人の請求によって納付された国際出願料を返還しなければならない。〈改正 2003.12.31〉

1. 国際出願日が認められない場合
2. 条約第12条(1)の規定による国際出願の記録原本が国際事務局に送付される前に国際出願が取り下げられたり取り下げられたものとみなす場合
3. 令第15条の規定によって外国への出願が禁止された場合

②次の各号の1に該当する場合には出願人の請求によって納付された調査料を返還しなければならない。

1. 条約第12条(1)の規定による国際出願の調査用写本(以下“調査用写本”という。)が国際調査機関に送付される前に国際出願が取り下げられたり取り下げられたものとみなす場合
2. 第1項第1号または第3号に該当する場合

[本条新設 1999.7.1]

第106条の9(国際出願の認証) ①国際出願の出願人は優先日から1年2ヶ月が経過した後特許庁長に国際出願の写本を提出して出願時の国際出願と同一という認証を請求することができる。

②特許庁長は第1項の規定による請求が条約規則22.1(e)に該当する場合には同規則によりその認証を拒否できる。

③国際出願の出願人は第1項の規定によって認証を受けた国際出願の写本を国際事務局に送付することができる。

[本条新設 1999.7.1]

第3関 国際調査

第106条の10(調査用写本受領の通知) 特許庁長は、条約規則23.1の規定によって送付された調査用写本を受領した時にはその受領事実及び受領日を出願人に直ちに通知しなければならない。

[本条新設 1999.7.1]

第106条の11(国際調査の対象等) ①特許庁長は、法第194条の規定によって国際出願日が認められた国際出願に対し審査官にとって条約第18条(1)の規定による国際調査報告書(以下“国際調査報告書”という。)及び条約規則43bis.1の規定による見解書(以下“国際調査機関の見解書”という。)を作成するようにしなければならない。ただし、出願人が特許庁外の機関を国際調査機関に指定した場合には、この限りでない。〈改正 2003.12.31〉

②特許庁長は優先権主張の基礎となる先出願が韓国語または英語外の言語で記載されている場合には、期間を定めて韓国語翻訳文を提出することを出願人に命じることができる。〈新設 2005.02.11〉

③第2項の規定による韓国語翻訳文を提出しようとする者は、別紙第35号書式の書類提出書に次の各号の書類を添付して特許庁長に提出しなければならない。〈新設 2005.02.11〉

1. 韓国語翻訳文1通
 2. 代理人により手続きを踏む場合にはその代理権を証明する書類1通
- ④第2項の規定により韓国語翻訳文の提出命令を受けた者が指定された期間内に韓国語翻訳文を提出しなかった

場合には、その国際出願に対して優先権主張がないものとみて、国際調査機関の見解書を作成することができる。〈新設 2005.02.11〉

⑤国際出願の請求範囲全部が次の各号のいずれか一つに該当する場合には、審査官は第1項にもかかわらず国際調査報告書を作成しない。〈改正 2005.02.11〉

1. 国際出願の対象が次の各目のいずれか一つに該当する場合

イ. 科学または数学の理論

ロ. 単純に発見した動物・植物の変種

ハ. 事業活動、純粋な精神的行為の随行または遊戯に関する計画、法則または方法

ニ. 手術または治療による人の処置方法及び診断方法

ホ. 情報の単純な提示

ヘ. 審査官が先行技術を調べられないコンピュータプログラム

2. 発明の説明、請求範囲または図面に必要な事項が記載されず、または記載された事項が顕著に不明瞭で有効な国際調査ができない場合

⑥国際出願の請求範囲一部が第5項各号のいずれかに該当する場合には、審査官は国際調査報告書にその旨を記載して該当請求範囲に対しては国際調査をしない。〈改正 2005.02.11〉

⑦国際出願の請求範囲が条約規則 6.4(a)に違反される場合には、審査官は国際調査報告書にその趣旨を記載し、該当請求範囲に対しては国際調査をしなくてもいい。

⑧審査官は第5項から第7項までの規定により国際調査をしなかった請求範囲に対しては、国際調査機関の見解書にその趣旨を記載し該当請求範囲に対する見解を提示しない。〈新設 2003.12.31、2005.02.11〉

[本条新設 1999.7.1]

第106条の12(核酸塩基序列目録等の提出等) ①審査官は、核酸塩基序列またはアミノ酸序列を含む国際出願に対し次の各号の序列目録または陳述書が提出されなかった場合には、期間を定めてその序列目録または陳述書の提出を命じることができる。この場合条約規則 13ter.1の規定により加算料納付を命じることができる。〈改正 2005.02.11〉

1. 条約施行細則で規定する標準(以下この条で“標準”という。)によって書面で作成された序列目録

2. 標準によって作成された電子的形態の序列目録

3. 電子的形態の序列目録が書面で作成された序列目録と同一という陳述書

②第1項の規定によって提出または納付命令を受けた者が序列目録または陳述書を提出し、または加算料を納付しようとする場合には、別紙第35号書式の書類提出書に次の各号の書類を添付して特許庁長に提出しなければならない。〈改正 2005.02.11〉

1. 提出命令を受けた当該序列目録または陳述書 1 通

2. 代理人によって手続を踏む場合にはその代理権を証明する書類 1 通

③審査官は第1項の規定により提出または納付命令を受けた者が指定された期間内に序列目録または陳述書を提出しない、または加算料を納付しなくて有効な国際調査ができない請求範囲に対しては国際調査をしない。〈改正 2005.02.11〉

④第1項の規定による提出命令によって提出された序列目録に記載された事項中、最初の国際出願に含まれなかった事項は国際出願の一部とみなさい。

⑤審査官は第3項により国際調査をしなかった請求範囲に対しては、国際調査機関の見解書にその趣旨を記載し該

当請求範囲に対する見解を提示しない。〈新設 2003.12.31〉

[本条新設 1999.7.1]

第 106 条の 13(明細書序列目録部分の補正) ①明細書の序列目録部分が条約規則 5.2(b)で規定する要件を揃えていない場合には審査官は、期間を定めて出願人に補正を命じなければならない。

②第 1 項の規定によって補正をしようとする者は別紙第 35 号書式の書類提出書に次の各号の書類を添付して特許庁長に提出しなければならない。

1. 補正書 3 通
2. 代理人によって手続を踏む場合にはその代理権を証明する書類 1 通

③第 106 条の 12 第 4 項の規定は第 1 項の規定による補正命令によって提出された補正書に関してこれを準用する。

[本条新設 1999.7.1]

第 106 条の 14(国際調査に関する発明の単一性) ①審査官は、国際出願が条約第 17 条(3)(a)の規定による発明の単一性要件を充足しない場合には、期間を定めて追加手数料の納付を命じなければならない。

②審査官は、第 1 項の規定によって追加手数料の納付命令(以下“追加手数料納付命令”とする。)を受けた者が指定された期間内に追加手数料を納付した場合には、当該発明に対し国際調査を遂行しなければならない。

③審査官は、第 1 項の規定により追加手数料納付命令を受けた者が指定された期間内に追加手数料を納付しない場合には請求範囲に最も先に記載された発明または 1 群の発明と関連する国際出願部分に限定し国際調査報告書を作成しなければならない。

④審査官は第 3 項の規定により請求範囲の一部に限定し国際調査報告書を作成する場合には国際調査機関の見解書にその趣旨を記載し該当請求範囲の一部に限定し見解を提示しなければならない。〈新設 2003.12.31〉

⑤第 1 項の規定による追加手数料を納付しようとする者は別紙第 50 号書式による書類を特許庁長に提出しなければならない。

[本条新設 1999.7.1]

第 106 条の 15(追加手数料の異議申立) ①第 106 条の 14 第 1 項の規定によって追加手数料納付命令を受けた者は、次の各号の 1 に該当する場合には同条第 5 項の規定による書類にその理由を記載した陳述書を添付して特許庁長に追加手数料納付命令に対する異議申立(以下“追加手数料異議申立”という。)ができる。追加手数料異議申立をする場合、その審査のための手数料(以下“追加手数料異議申立料”という。)を納付しなければならない。〈改正 2005.02.11〉

1. 国際出願が条約第 17 条(3)(a)の規定による発明の単一性要件を充足している場合
2. 追加手数料納付命令を受けた追加手数料金額が過大な場合

②削除〈2005.2.11〉

③追加手数料異議申立料を納付しようとする者は、別紙第 50 号書式による書類を特許庁長に提出しなければならない。

④第 1 項の規定により追加手数料異議申立をしようとする者が第 106 条の 14 第 1 項の規定による期間以内に追加手数料異議申立料を納付しない場合には、追加手数料異議申立は初めからなかったものとみなす。〈新設 2005.02.11〉

[本条新設 1999.7.1]

第 106 条の 16(追加手数料の異議申立に対する決定) ①追加手数料の異議申立は、3 人の審査官合議体が審査・決定する。

②特許庁長は、各追加手数料の異議申立に対し第 1 項の規定による審査官合議体を構成する審査官を指定しなければならない。

③特許庁長は第 2 項の規定によって指定された審査官中 1 人を審査長に指定しなければならない。

④第 1 項の規定による決定は次の各号の事項を記載した書面としなければならない。決定をした審査官はこれに記名捺印しなければならない。

1. 追加手数料の異議申立事件の番号
2. 追加手数料の異議申立人の氏名及び住所(法人の場合には、その名称及び・営業所の所在地)<改正 2001.6.30>
3. 代理人がある場合にはその代理人の氏名及び住所または営業所の所在地(代理人が特許法人・特許法人(有限)である場合には、その名称、事務所の所在地及び指定された弁理士の氏名)<改正 2001.6.30>
4. 決定内容及びその理由
5. 決定年月日

⑤特許庁長は、納付された追加手数料の全部または一部を出願人に返還しなければならないという決定がある時には、当該決定による金額を出願人に返還しなければならない。この場合追加手数料の全てを返還する時には追加手数料異議申立料も共に返還しなければならない。<改正 2005.02.11>

⑥審査長は、追加手数料の異議申立に対する決定がある時にはその旨を出願人に通知しなければならない。

[本条新設 1999.7.1]

第 106 条の 17(審査官による発明の名称決定) ①次の各号の 1 に該当する場合には国際出願された発明の名称は審査官がこれを決定する。

1. 国際出願に発明の名称が記載されていなく発明の名称に関して条約規則 37.2 の規定による通知を受けていない場合

2. 国際出願に記載された発明の名称が条約規則 4.3 の規定による要件を充足できない場合

②審査官は第 1 項の規定によって決定した発明の名称を国際調査報告書に記載しなければならない。

[本条新設 1999.7.1]

第 106 条の 18(要約書の補正) ①審査官は次の各号の 1 に該当する場合には、要約書を新しく作成しなければならない。

1. 国際出願に要約書が含まれていなく要約書に関して条約規則 38.2 の規定による通知を受けていない場合

2. 国際出願に含まれた要約書が条約規則 8 の規定による要件を充足できない場合

②特許庁長は、第 1 項の規定によって審査官が作成した要約書を国際調査報告書に添付して出願人に送付しなければならない。

③出願人は、国際調査報告書送付日から 1 月以内に第 1 項による要約書に対し補正申請または意見陳述をしたり、審査官が要約書を新たに作成しなかった場合には、出願人が作成した要約書に対し補正申請をすることができる。<改正 2007.06.29>

④出願人は、第 3 項により補正を申請しようとする場合には別紙第 39 号書式の補正書に、意見を陳述しようとする場合には別紙第 40 号書式の意見提出書に次の各号の書類を添付して特許庁長に提出しなければならない。

1. 補正書 2 通(補正を申請する場合に限る。)

2. 意見書 1 通(意見を陳述する場合に限る。)
 3. 代理人により手続きを踏む場合にはその代理権を証明する書類 1 通
- ⑤審査官は、第 4 項による補正申請または意見陳述があるときには要約書の補正可否を決定しなければならず、要約書を補正したときには国際事務局にその補正事実を通知しなければならない。〈新設 2007.06.29〉。

第 106 条の 19(国際調査報告書及び国際調査機関の見解書の記載事項等) ①審査官は国際調査報告書に次の各号の事項を記載しなければならない。

1. 国際出願番号
 2. 国際出願日
 3. 出願人の氏名または名称
 4. 発明の単一性に関する事項
 5. 発明の名称、要約書及び要約書と共に公開される図面の番号に関する事項
 6. 発明が属する分野の国際特許分類記号
 7. 国際調査をした分野の国際特許分類記号
 8. 関連技術に関する文献
 9. 国際調査完了日
 10. その他必要な事項
- ②審査官は国際調査機関の見解書に次の各号の事項を記載しなければならない。〈新設 2003.12.31〉
1. 第 1 項第 1 号ないし第 4 号及び同項第 6 号に該当する事項
 2. 請求範囲に記載されている発明の新規性、進歩性または産業上利用可能性に関する見解
 3. 第 2 号の規定による見解と関連される文献
 4. 見解書の作成日
 5. その他審査官が国際調査機関の見解書の作成に必要であると認める事項

③国際調査報告書及び国際調査機関の見解書は国際出願の言語で作成しなければならない。〈改正 2003.12.31〉
[本条新設 1999.7.1]

第 106 条の 20(国際調査報告書等の送付) ①特許庁長は、審査官が国際調査報告書及び国際調査機関の見解書を作成した場合にはこれを出願人に送付しなければならない。

②特許庁長は第 106 条の 11 第 5 項または第 106 条の 12 第 3 項の規定によって国際調査報告書を作成しなかった場合にはその旨及び理由を出願人に通知しなければならない。〈改正 2003.12.31、2005.02.11〉

[本条新設 1999.7.1]

第 106 条の 21(引用文献写本の発給申請) 国際出願に関する国際調査報告書に引用された文献の写本の発給を必要とする出願人は国際出願日から 7 年以内に特許庁長に申請することができる。

[本条新設 1999.7.1]

第 106 条の 22(調査料の返還) ①他の国際出願を基礎として優先権を主張した国際出願に対し審査官が国際調査報告書を作成するにあつて該当優先権主張の基礎になる国際出願(以下この条で“先国際特許”という。)に対する国際調査報告書を利用する場合、その趣旨を出願人に通知し、特許庁長は出願人の請求に従い納付された調査料の

一部を返還しなければならない。ただし、先国際出願の国際調査報告書が特許庁で作成されなかった場合には、この限りでない。

②国際出願について審査官が国際調査報告書を作成する時、該当国際出願と関連した国内出願の審査の結果を利用する場合、その趣旨を出願人に通知し、特許庁長は出願人の請求に従い納付された調査料の一部を返還しなければならない。

③第1項及び第2項による調査料の返還額及びその他必要な事項は、徴収規則で定める。

[本条新設 1999.7.1]

第4関 国際予備審査

第106条の23(国際予備審査請求) ①条約第31条(2)の規定に該当する出願人は国際出願に対し国際予備審査を請求することができる。〈但書削除 2003.12.31〉

②第1項により国際予備審査を請求しようとする者は、次の各号の期間のうち遅く満了する日以内に別紙第51号書式または別紙第51号の2書式の国際予備審査請求書2通を特許庁長に提出しなければならない。〈改正 2003.12.31〉

1. 国際調査報告書及び国際調査機関の見解書または条約第17条(2)(a)の規定により国際調査報告書を作成しないという趣旨の通知書を出願人に送付した日から3ヶ月
2. 優先日から22ヶ月〈改正 2003.12.31〉

③国際予備審査請求書を提出する場合、出願人は第2項の規定による期間以内に国際出願に関する意見書または補正書を特許庁長に提出することができる。〈新設 2003.12.31〉

④第2項の規定により国際予備審査請求書が提出された条約第2章の効力が及ぶ全ての指定国が選択されたものとみなす。〈新設 2003.12.31〉

⑤第2項の規定による期間の満了後に国際予備審査請求書が提出された場合には、当該国際予備審査請求書が提出されなかったものとみなす。この場合特許庁長はその趣旨を出願人に通知しなければならない。〈新設 2003.12.31〉

[本条新設 1999.7.1]

第106条の24(国際予備審査請求書の記載事項等) ①国際予備審査請求書には次の各号の事項を記載しなければならない。

1. 国際予備審査請求という表示
2. 出願人に関する事項
3. 代理人または代表者がある場合にはその代理人または代表者に関する事項
4. 国際予備審査請求に関連した国際出願に関する事項
5. 削除〈2003.12.31〉
6. 補正に関する事項(条約規則 53.9 の規定による記載事項がある場合に限る。)

②国際予備審査請求書は国際出願の言語で作成しなければならない。

③出願人・代理人または代表者は条約規則 53.8 に従い国際予備審査請求書に記名をした後署名または捺印しなければならない。

[本条新設 1999.7.1]

第 106 条の 25(手数料の納付) ①国際予備審査を請求しようとする者は、手数料を納付しなければならない。

②第 1 項の規定によって手数料を納付しようとする者は、別紙第 47 号書式の手数料納付書を特許庁長に提出しなければならない。

[本条新設 1999.7.1]

第 106 条の 26(国際予備審査請求権がない出願人の国際予備審査請求書) 特許庁長は、条約規則 54.4 の規定によって国際予備審査を請求することができない出願人が国際予備審査を請求した場合には、当該国際予備審査請求書は提出されなかったものとみなす。

[本条新設 1999.7.1]

第 106 条の 27(国際予備審査請求に関する手続の補完) ①特許庁長は、国際予備審査請求書で国際予備審査請求の対象である国際出願が特定されなかった場合には、期間を定めて補完を命じなければならない。〈改正 2003.12.31〉

1. 条約第 2 章の効力が及ぶ締約国中 1 ケ国以上の国家が選択国で表示されなかった場合
2. 国際予備審査請求の対象の国際出願が特定されなかった場合

②第 1 項の規定によって補完をしようとする者は別紙第 39 号書式の補完書に次の各号の書類を添付して特許庁長に提出しなければならない。

1. 補完書 2 通
2. 代理人によって手続を踏む場合にはその代理権を証明する書類 1 通

③特許庁長は第 1 項の規定による補完命令を受けた者が指定された期間内に補完をした場合にはその補完での到達日に国際予備審査請求書が受理されたものとみなす。

④特許庁長は第 1 項の規定による補完命令を受けた者が指定された期間内に補完をしない場合にはその国際予備審査請求書は提出されなかったものとみなす。

⑤特許庁長は第 4 項の規定によって国際予備審査請求書が提出されなかったものとみなす前までは出願人の申請によって第 1 項の規定による期間を延長することができる。

[本条新設 1999.7.1]

第 106 条の 28(国際予備審査請求書の受理日の通知) 特許庁長は、国際予備審査請求書を受理した時にはその受理日を出願人に直ちに通知しなければならない。

[本条新設 1999.7.1]

第 106 条の 29(国際予備審査請求に関する手続の補正) ①特許庁長は、国際予備審査請求書が次の各号のいずれか一つに該当する場合には期間を定めて補正を命じなければならない。

1. 第 106 条の 23 第 2 項の規定に違反する場合
2. 第 106 条の 24 第 1 項第 1 号ないし第 4 号の規定に違反される場合。但し、出願人が 2 人以上である場合同条同項第 2 号に関する事項は第 106 条の 23 第 1 項の規定により国際予備審査を請求することができる出願人のうち最小 1 人に関して記載された場合を除外する。〈改正 2003.12.31〉
3. 第 106 条の 24 第 2 項または同条第 3 項に違反する場合。但し、同条第 3 項に関する事項は出願人が 2 名以上か代理人が 2 名以上の場合、彼らのうち最小 1 名が記名をした後署名または捺印した場合は除外し、代理人が記名をした後署名または捺印した場合には出願人(出願人が 2 名以上の場合には全ての出願人)が記名をした後署名また

は捺印した委任状が添付されなければならない。

②第1項の規定による補正命令によって補正をしようとする者は別紙第39号書式の補正書に次の各号の書類を添付して特許庁長に提出しなければならない。〈改正 2003.5.17〉

1. 補正書 2 通

2. 代理人によって手続を踏む場合にはその代理権を証明する書類 1 通

③特許庁長は、第1項の規定による補正命令を受けた者が指定された期間内に補正をした場合には国際予備審査請求書の到達日に国際予備審査請求書が受理されたものとみなす。

④特許庁長は、第1項の規定による補正命令を受けた者が指定された期間内に補正をしなかった場合にはその国際予備審査請求書は提出されなかったものとみなす。〈但書削除 2003.12.31〉

⑤特許庁長は、第4項の規定によって国際予備審査請求書が提出されなかったものとみなす前までは出願人の申請によって第1項の規定による期間を延長することができる。

[本条新設 1999.7.1]

第106条の30(国際予備審査に関する手数料未納付に対する補正) ①特許庁長は国際予備審査を請求した者が徴収規則第10条第1項第8号または第9号の規定による手数料を同条第2項第2号の規定による期間内に納付しなかった場合には条約規則 58bis.1(a)の規定により1ヶ月以内に 該当手数料及び加算料を納付することを命じなければならない。〈改正 2003.12.31〉

②第1項の規定による手数料を納付しようとする者は別紙第47号書式の手数料補正書の特許庁長に提出しなければならない。

③特許庁長は、第1項の規定によって補正命令を受けた者が指定された期間内に当該手数料及び加算料を納付しなかった場合には当該国際予備審査請求書は提出されなかったものとみなす。

[本条新設 1999.7.1]

第106条の31(国際予備審査請求書が提出されなかったものとみなす場合の通知) 特許庁長は、第106条の26・第106条の27第4項・第106条の29第4項または第106条の30第3項の規定によって国際予備審査請求書が提出されなかったものとみなす場合にはその旨及び理由を出願人に通知しなければならない。〈改正 2003.12.31〉

[本条新設 1999.7.1]

第106条の32 削除〈2003.12.31〉

第106条の33(欠落された補正書の提出命令) ①特許庁長は、国際予備審査請求書に国際予備審査請求と同時に条約第34条(2)(b)の規定による補正書を提出するという旨が記載されているにもかかわらず、その補正書が添付されていない場合には期間を定めて当該補正書の提出を命じなければならない。

②第1項による提出命令を受けた者が補正書を提出する場合には、別紙第39号書式の補正書に次の各号の書類を添付して特許庁長に提出しなければならない。〈改正 2001.6.30、2003.12.31〉

1. 国際出願の言語で作成された補正書(請求範囲に関する補正の場合には請求範囲全体を書いた補正書を言う)2 通

2. 国際出願の発明の説明または図面に関する補正の場合は、次の各目の事項を書いた説明書 1 通

イ. 補正前と補正後の差異点

ロ. 国際出願日に提出された国際出願で補正の根拠になる部分

ハ. 補正の理由

2の2. 国際出願の請求範囲に関する補正の場合は、次の各目の事項を書いた説明書 1通

イ. 補正前と補正後の差異点

ロ. 国際出願日に提出された国際出願で補正の根拠になる部分

ハ. 国際出願日に提出された国際出願で削除された請求項の番号

ニ. 補正書に書かれている請求項中補正された請求項の番号

3. 代理人によって手続を踏む場合にはその代理権を証明する書類 1通

[本条新設 1999.7.1]

第106条の34(国際予備審査の開始) ①出願人が条約規則 69.1(d)の規定によって国際予備審査に関して条約第19条の規定による補正をしないという旨を記載した申請書を特許庁長に提出する場合、審査官は国際予備審査を開示しなければならない。

②第1項の規定による申請書を提出しようとする者は別紙第52号書式の国際予備審査開始申請書を特許庁長に提出しなければならない。

③代理人によって手続を踏む場合には第2項の規定による申請書にその代理権を証明する書類を添付しなければならない。

[本条新設 1999.7.1]

第106条の35(優先権主張の基礎となる先出願の韓国語翻訳文) ①優先権主張の基礎になる先出願が韓国語または英語外の言語で記載されている場合、特許庁長は条約第33条(1)による見解を提示するにおいてその優先権主張の有効性可否に対する判断が必要な時には、期間を定めて韓国語で記載された翻訳文を提出することを出願人に命じることができる。

②第1項の規定による韓国語翻訳文を提出しようとする者は、別紙第35号書式の書類提出書に次の各号の書類を添付して特許庁長に提出しなければならない。

1. 韓国語翻訳文 1通

2. 代理人によって手続を踏む場合にはその代理権を証明する書類 1通

③第1項の規定により韓国語翻訳文の提出命令を受けた者が指定された期間内に韓国語翻訳文を提出しなかった場合には、該当国際出願に対し優先権主張がないものとみなし国際予備審査報告書を作成することができる。

[本条新設 1999.7.1]

第106条の36(出願人による国際出願の補正) ①国際予備審査を請求した出願人は、国際予備審査報告書の作成開始前まで 発明の説明、請求範囲または図面に対し補正することができる。

②第1項の規定による補正は最初に国際出願をした時の国際出願に記載された範囲内でなければならない。

③第1項によって補正をしようとする者は、別紙第39号書式の補正書に次の各号の書類を添付して特許庁長に提出しなければならない。〈改正 2003.5.17〉

1. 国際出願の言語で作成された補正書(請求範囲に関する補正の場合は請求範囲全体を書いた補正書を言う)2通

1の2. 国際出願の発明の説明または図面に関する補正の場合には次の各目の事項を書いた説明書 1通

- イ. 補正前と補正後の差異点
- ロ. 国際出願日に提出された国際出願で補正の根拠になる部分
- ハ. 補正の理由

1 の 3. 国際出願の請求範囲に関する補正の場合は、次の各目の事項を書いた説明書 1 通

- イ. 補正前と補正後の差異点
- ロ. 国際出願日に提出された国際出願で補正の根拠になる部分
- ハ. 国際出願日に提出された国際出願で削除された請求項の番号
- ニ. 補正書に書かれている請求項中補正された請求項の番号

2. 代理人によって手続を踏む場合にはその代理権を証明する書類 1 通

[本条新設 1999.7.1]

第 106 条の 37(国際予備審査の対象) ①特許庁長は、第 106 条の 23 の規定によって国際予備審査が請求された国際出願に対し審査官にとって国際予備審査をするようにする。

②国際出願の請求範囲の全部が次の各号のいずれかに該当する場合には審査官は国際予備審査をしないという旨を条約第 34 条(2)(c)による見解書(以下“国際予備審査機関の見解書”という。)または国際予備審査報告書に記載しなければならない。〈改正 2003.12.31、2005.02.11〉

1. 第 106 条の 11 第 5 項第 1 号に該当する場合

2. 発明の説明、請求範囲または図面に記載された事項が顕著に不明瞭したり請求範囲が発明の説明によって十分に裏付けられなくて条約第 33 条の規定による新規性・進歩性または産業上利用可能性に対し有効な見解を提示することができない場合

3. 国際調査報告書が作成されなくて審査官が国際予備審査をしないと決定した場合

③国際出願の請求範囲の一部が第 2 項各号のいずれかに該当する場合または請求範囲に記載された従属項が条約規則 66.2(a)に違反する場合には審査官は見解書または国際予備審査報告書にその旨を記載して該当請求範囲に対しては国際予備審査をしない。

[本条新設 1999.7.1]

第 106 条の 38(核酸塩基序列目録等の提出) 第 106 条の 12 及び 106 条の 13 の規定は国際予備審査における核酸塩基序列またはアミノ酸序列目録等の提出に関してこれを準用する。〈改正 2005.2.11〉

[本条新設 1999.7.1]

第 106 条の 39(国際予備審査に関する発明の単一性) ①審査官は、国際出願が条約第 34 条(3)(a)の規定による発明の単一性要件を充足しない場合には期間を定めて請求範囲の縮小または追加手数料の納付を命じることができる。

②審査官は第 1 項の規定による命令を受けた者が指定された期間内に請求範囲を縮小することがなく追加手数料を納付しない場合には請求範囲に最も先に記載された発明または 1 群の発明と関連する国際出願部分に限定し国際予備審査をしてその旨を国際予備審査報告書に記載する。

③第 2 項は第 1 項の規定による命令を受けた者が指定された期間内に請求範囲を縮小したが発明の単一性要件を充足しない場合に関して準用する。

④第 106 条の 14 第 5 項・第 106 条の 15 及び第 106 条の 16 は国際予備審査に関する発明の単一性に関して準用する。この場合第 106 条の 14 第 5 項中“追加手数料を納付しようとする者”は“追加手数料を納付したり請求範囲を

減縮しようとする者”で、第 106 条の 15 中“条約第 17 条(3)(a)”は“条約第 34 条(3)(a)”でみなす。〈改正 2005.02.11〉
[本条新設 1999.7.1]

第 106 条の 40(国際予備審査機関の見解書の作成) ①第 106 条の 23 の規定により国際予備審査が請求された場合国際調査機関の見解書は当該国際出願に対する国際予備審査機関の見解書とみなす。〈新設 2003.12.31〉

②第 1 項にもかかわらず国際出願が次の各号のいずれかに該当する場合には、審査官は国際予備審査報告書の作成前に国際予備審査機関の見解書を追加で作成して送付し期間を定めて出願人に意見書及び補正書を提出することができる機会を与えることができる。〈改正 2003.12.31〉

1. 第 106 条の 36 第 2 項の規定に違反する場合
2. 第 106 条の 37 第 2 項または同条第 3 項の規定に該当する場合
3. 第 106 条の 38 の規定による提出命令を受けた者が序列目録等を提出しなくて有効な国際予備審査をすることができない場合
4. 請求範囲に記載されている発明が条約第 33 条の規定による新規性・進歩性または産業上利用可能性の要件を充足しない場合

5. 国際出願の形式または内容が条約及び条約規則で定めている要件を充足しない場合

6. その他条約及び条約規則によって国際予備審査機関の見解書作成が必要な場合

③審査官は第 2 項の規定によって定められた期間内に出願人の申請がある場合にはその期間を延長することができる。〈改正 2003.12.31〉

④審査官は出願人の申請がある場合期間を定めて出願人に国際出願に関する意見書及び補正書を提出することができる機会を追加で与えることができる。

⑤第 2 項・第 4 項または第 106 条の 23 第 3 項の規定による意見書を提出しようとする者は別紙第 40 号書式の意見提出書に次の各号の書類を添付して特許庁長に提出しなければならない。〈改正 2003.5.17、2003.12.31〉

1. 意見書 1 通
 2. 代理人によって手続を踏む場合にはその代理権を証明する書類 1 通
- ⑥第 2 項・第 4 項または第 106 条の 23 第 3 項の規定による補正書を提出しようとする者は別紙第 39 号書式の補正書に次の各号の書類を添付して特許庁長に提出しなければならない。〈新設 2003.5.17〉

1. 国際出願の言語で作成された補正書(請求範囲に関する補正の場合は、請求範囲全体を書いた補正書を言う)2 通

2. 国際出願の発明の説明または図面に関する補正の場合は、次の各目の事項を書いた説明書 1 通

イ. 補正前と補正後の差異点

ロ. 国際出願日に提出された国際出願で補正の根拠になる部分

ハ. 補正の理由

2 の 2. 国際出願の請求範囲に関する補正の場合は、次の各目の事項を書いた説明書 1 通

イ. 補正前と補正後の差異点

ロ. 国際出願日に提出された国際出願で補正の根拠になる部分

ハ. 国際出願日に提出された国際出願で削除された請求項の番号

ニ. 補正書に書かれている請求項中補正された請求項の番号

3. 代理人により手続を踏む場合には、その代理権を証明する書類 1 通

[本条新設 1999.7.1]

第106条の41(国際予備審査報告書の記載事項等) ①審査官は国際予備審査報告書に次の各号の事項を記載しなければならない。

1. 国際出願番号
2. 国際出願日
3. 発明が属する分野の国際特許分類記号
4. 出願人の氏名または名称
5. 発明の単一性に関する事項
6. 請求範囲に記載されている発明の新規性・進歩性または産業上利用可能性に関する見解
7. 第6号の見解に関連する文献
8. 国際予備審査請求書提出日
9. 国際予備審査報告書作成日
10. その他必要な事項

②国際予備審査報告書は国際出願の言語で作成しなければならない。

[本条新設 1999.7.1]

第106条の42(国際予備審査報告書等の送付) 特許庁長は、審査官が国際予備審査報告書を作成した時には当該国際予備審査報告書及びその付属書類を出願人に送付しなければならない。

[本条新設 1999.7.1]

第106条の43(引用文献写本の発給申請) 第106条の21は国際調査報告書に引用されなかったが国際予備審査報告書に引用された文献の写本の発給申請に関して準用する。

[本条新設 1999.7.1]

第106条の44(書類写本の発給申請) 国際予備審査を請求した出願人またはその出願人の承諾を得た者は、特許庁長に対し該当国際出願に関する書類の写本の発給を申請することができる。

[本条新設 1999.7.1]

第106条の45(予備審査料等の返還) ①特許庁長は、条約規則58の規定による予備審査料が次の各号の1に該当する場合には出願人の請求によってこれを返還しなければならない。〈改正 2003.12.31〉

1. 第106条の23第5項・第106条の26第4項・第106条の29第4項または第106条の30第3項の規定によって国際予備審査請求書が提出されなかったものとみなす場合
2. 国際予備審査の開始前に国際出願または国際予備審査請求が取り下げられた場合

②特許庁長は条約規則57の規定による取扱料が次の各号の1に該当する場合には出願人の請求によってこれを返還しなければならない。

1. 国際予備審査請求書を国際事務局に送付する前に国際予備審査請求が取り下げられた場合
2. 第106条の23第5項または第106条の26の規定により国際予備審査請求書が提出されなかったものとみなす場合〈改正 2003.12.31〉

[本条新設 1999.7.1]

第 106 条の 46(国際出願の取下げ等) 第 106 条の 7 の規定は国際予備審査段階での国際出願等の取り下げに関してこれを準用する。

[本条新設 1999.7.1]

第 2 節 国際特許出願に関する特例

第 107 条(特許出願人変更等の特例) ①法第 199 条第 2 項の規定による国際特許出願(以下“国際特許出願”という。)において国際事務局から出願人の氏名や名称、住所や営業所の所在地または国籍等の変更通知を受けた場合にはその通知によって第 9 条第 3 項の規定による住所等の変更または更訂の申告があるものとみなす。〈改正 2001.6.30〉

②国際特許出願において国際事務局から特許出願人変更通知を受けた場合にはその通知によって第 26 条の規定による特許出願人変更申告があるものとみなす。〈改正 2001.6.30〉

[全文改正 1999.7.1]

第 107 条の 2(国際調査機関が決定した発明の名称の適用) 条約規則 37.2 の規定によって国際調査機関が決定した名称がある発明に対し国際特許出願をしようとする者は、当該出願の翻訳文には国際調査機関が決定した名称を翻訳した名称を使用しなければならない。〈改正 1999.7.1〉

[本条新設 1997.7.1]

第 108 条(持分の記載等の特例) ①国際特許出願に関して第 27 条の規定を適用するにあつては、同条中“特許出願書”は“法第 203 条による書面”とする。

②法第 214 条の規定による申請に関して第 27 条の規定を適用するにあつては同規定のうち“特許出願書”は“法第 214 条第 1 項による申請書”とする。

第 109 条(出願番号の通知の特例) 法第 199 条または第 214 条第 4 項の規定によって特許出願とみる国際出願の出願番号の通知に関しては、第 24 条の規定を適用するにおいては同条中“特許出願書を受理した時”は“法第 201 条第 1 項の規定による翻訳文を受理した時(法第 214 条第 4 項の規定によって特許出願とみる国際出願においては法第 214 条第 4 項の規定による決定をした時)”とみなす。〈改正 1999.7.1、2005.2.11〉

第 110 条(特許出願番号表示の特例) 法第 199 条第 2 項の規定による国際特許出願に関する書類その他の物の提出に関して第 12 条第 1 項を適用するにおいては同条第 1 項中“特許出願をした後”は“法第 201 条第 1 項の規定による手続をした後”とする。

第 111 条(公知等がされなかった発明とみなす場合の書類提出期間の特例)〈改正 2007.06.29〉 法第 200 条で“産業通商資源部令が定める期間”とは、**法第 201 条第 5 項**による基準日経過後 30 日をいう。〈改正 2007.06.29〉

第 112 条(国際特許出願書類等の韓国語翻訳文) 法第 201 条第 1 項または第 214 条第 2 項により発明の説明、請求範囲、要約書または図面の 韓国語による翻訳文を提出しようとする者は、別紙第 53 号書式から別紙第 56 号書式による書面を特許庁長に提出しなければならない。

第 112 条の 2(核酸塩基序列又はアミノ酸序列を含んだ国際特許出願の特例) ①序列を含んだ国際特許出願に対して法第 201 条第 1 項による書面を提出する場合には、第 21 条の 4 を準用する。

②法第 214 条第 4 項によって特許出願とみる国際出願に序列が含まれた場合、法第 214 条第 1 項による申請をする時には、第 21 条の 4 を準用する。

[本条新設 1998.12.31]

第 113 条(国際出願の優先権書類の翻訳文提出) 第 25 条第 3 項乃至第 5 項の規定は法第 201 条の規定による手続きを踏む者が条約規則 17.2(1)・(b)または(b-bis)に規定する優先権書類の提出義務を履行した場合にこれを準用する。<改正 1993.12.31、1997.7.1、2003.12.31、2005.02.11>

第 113 条の 2(優先権書類等の提出に関する特例) ①法第 201 条の規定による手続きを踏む者が条約規則 17.2(a)・(b)または(b-bis)の規定による優先権書類の提出義務を履行しなかった場合には、特許庁長は期間を定めて優先権書類を提出することを命じなければならない。<改正 2003.12.31、2005.02.11>

②第 25 条第 1 項及び第 3 項乃至第 5 項の規定は第 1 項の規定によって優先権書類を提出する場合にこれを準用する。<改正 2003.12.31、2005.02.11>

③第 1 項の規定により提出命令を受けた者が第 1 項の規定による期間内に優先権書類を提出しなかった場合にはその優先権主張は効力を喪失する。<新設 2003.12.31、2005.02.11>

[本条新設 1999.7.1]

第 114 条(韓国語翻訳文等の提出) ①法第 201 条及び法第 203 条に従い韓国語翻訳文等を提出しようとする者は、別紙第 57 号書式に次の各号の書類を添付して特許庁長に提出しなければならない。<改正 1999.7.1、2002.2.28、2003.5.17>

1. 法第 201 条第 1 項による発明の説明、請求範囲、要約書及び図面の 韓国語翻訳文各 1 通
2. 代理人によって手続きを踏む場合にはその代理権を証明する書類 1 通
3. その他法令の規定による証明書類 1 通

②法第 201 条第 3 項によって新しい韓国語翻訳文を提出しようとする者は、別紙第 13 号書式の書類提出書に次の各号の書類を添付して特許庁長に提出しなければならない。

1. 法第 201 条第 1 項による 発明の説明、請求範囲、要約書及び図面の新しい韓国語翻訳文各 1 通
2. 代理人によって手続きをする場合はその代理権を証明する書類 1 通

③法第 203 条第 3 項第 1 号の場合に該当して補正をしようとする者は別紙第 57 号書式を特許庁長に提出し、徴収規則第 2 条第 1 項第 11 号による加算料を納付しなければならない。<新設 2003.5.17、改正 2003.12.31>

④法第 203 条第 3 項第 2 号の場合に該当して補正をしようとする者に対しては、第 13 条を準用する。<新設 2003.5.17>

⑤法第 201 条第 6 項の規定により韓国語翻訳文の誤った翻訳を訂正しようとする者は別紙第 17 号の 2 書式の韓国語翻訳文誤訳訂正書に次の各号の書類を添付し特許庁長に提出して徴収規則第 2 条第 1 項第 11 号 3 による手数料を納付しなければならない。

1. 訂正事項に対する説明書 1 通
2. 代理人により特許に関する手続きを踏む場合には、その代理権を証明する書類 1 通

[全文改正 1998.12.31]

第114条の2(国際出願日の特例) ①特許庁長は、条約規則 20.3(b)(ii)及び 20.5(d)によって国際出願日が認められた国際特許出願の場合は、その国際出願日を条約規則 20.3(b)(i)、20.5(b)または20.5(c)による国際出願日で再び認め、これを国際特許出願の出願人に通知しなければならない。

②第1項による通知を受けた国際特許出願の出願人は、通知を受けた日から2ヶ月以内に別紙第24号書式の意見書に次の各号の書類を添付して特許庁長に提出することができる。

1. 意見内容を証明する書類 1通
2. 代理人によって手続きをする場合にはその代理権を証明する書類 1通

③第1項による通知を受けた国際特許出願の出願人は、条約規則 20.5(c)によってその国際特許出願に含まれるものとみなす発明の説明、請求範囲または図面に関して、第2項による期間にその発明の説明、請求範囲または図面が国際特許出願に含まれないものとみなすことを申請することができる。この場合、国際特許出願の出願人は、別紙第12号書式の取下書の特許庁長に提出しなければならない。代理人によって手続きをする場合にはその代理権を証明する書類を添付しなければならない。

④第1項にかかわらず、第3項による取下書が提出されたときは、該当の申請と関連する発明の説明、請求範囲または図面は、国際特許出願に含まれないものとみなす。

第114条の3(明白な過ちの訂正に対する非認定) ①特許庁長は条約規則 91.3(f)によって条約規則 91.1による明白な過ちの訂正を認めないこともできる。

②特許庁長は、第1項によって条約規則 91.1による明白な過ちの訂正を認めない場合は、その国際特許出願の出願人にその主旨及び理由を通知しなければならない。

③第2項による通知を受けた国際特許出願の出願人は、通知を受けた日から2ヶ月以内に別紙第24号書式の意見書に次の各号の書類を添付して特許庁長に提出することができる。

1. 意見内容を証明する書類 1通
2. 代理人によって手続きをする場合にはその代理権を証明する書類 1通

第115条(補正書と説明書の翻訳文または写本) ①法第204条第1項及び法第205条第1項による補正書の翻訳文または写本を提出しようとする者は、別紙第13号書式に次の各号の書類を添付して特許庁長に提出しなければならない。

1. 補正書の翻訳文または補正書の写本 1通
2. 代理人によって手続を踏む場合にはその代理権を証明する書類 1通
3. その他法令の規定による証明書類 1通

②法第204条第3項による説明書の翻訳文または写本を提出しようとする者は別紙第13号書式に次の各号の書類を添付して特許庁長に提出しなければならない。

1. 説明書の翻訳文または説明書の写本 1通
2. 代理人によって手続を踏む場合にはその代理権を証明する書類 1通
3. その他法令の規定による証明書類 1通

③削除<2002.2.28>

[全文改正 1998.12.31]

第 116 条(在外者の特許管理人選任期間の特例) 法第 206 条第 2 項で“産業通商資源部令が定める期間”とは、法第 201 条第 5 項による基準日から 2 ヶ月とする。〈改正 1992.10.30、1993.12.31、1996.6.22、1998.12.31〉

第 116 条の 2(国際特許出願の審査に関する特例) ①国際特許出願に関する審査において、該当国際特許出願が国際公開されず特許庁長が条約第 2 条(xv)による受理官庁または国際事務局に提出された書類(特許庁長に提出された書類は除外する)の確認が困難な場合には、該当書類の写本を提出させることができる。

②第 1 項にもかかわらず該当書類の写本を特許庁長に提出しない場合には、その国際特許出願の国際公開日までその国際特許出願に対する審査を保留することができる。

③第 1 項による写本の提出は、別紙第 13 号書式の書類提出書による。

第 117 条(決定の申請期間等) ①法第 214 条第 1 項の規定による期間は拒否・宣言または認定が出願人に通知された日から 2 ヶ月とする。

②法第 214 条第 1 項の規定による決定の申請をしようとする者は別紙第 58 号書式の申請書 2 通に次の各号の書類を添付して特許庁長に提出しなければならない。〈改正 1992.10.30、1993.12.31、1998.12.31〉

1. 発明の説明、請求範囲、要約書及び図面の翻訳文各 2 通
2. 代理人によって手続を踏む場合にはその代理権を証明する書類 2 通
3. その他法令の規定による証明書類 2 通

第 118 条(決定の申請に関連した翻訳文) 法第 214 条第 2 項で“産業通商資源部令が定める国際出願に関する書類”とは、該当国際出願に関して出願人が条約第 2 条(xv)による受理官庁または同条(xix)による国際事務局に提出した書類及び受理官庁または国際事務局が当該国際出願に関して行なった処分に関する書類をいう。〈改正 1993.12.31、1996.6.22、1998.12.31、1999.7.1〉

第 119 条(拒否・宣言・認定に関する決定) 法第 214 条第 3 項の規定による決定は、次の各号の事項を記載した文書としなければならない。

1. 国際出願の表示
2. 発明の名称
3. 出願人及び代理人の氏名及び住所や営業所
4. 決定の注文及びその理由
5. 決定年月日

第 7 章 補 則

第 120 条(書類の閲覧等) ①法第 216 条による特許登録原簿 発給申請・資料閲覧(複写)申請・書類謄本(抄本)発給申請及び特許原簿記録事項発給申請は、別紙第 29 号書式、**特許取消申請事実証明申請・審判請求事実証明申請・特許取消決定確定事実証明・審決確定事実証明申請・審決文送達証明申請および決定文送達証明申請**は、別紙第 19 号書式による。ただし、申請人が電報または口頭(電話を含む。)で書類の謄本または抄本の発給や複写の申請をした時にはその発給前まで申請書を提出しなければならない。〈改正 1998.12.31〉

②代理人の場合、第 1 項の規定による書式にその代理権を証明する書類を添付しなければならない。

第 120 条の 2(特許文書電子化機関の指定等) ①法第 217 条の 2 第 1 項で“産業通商資源部令が定める施設及び人材を備えた法人”とは、次の各号の基準に該当する法人をいう。〈改正 1998.12.31、2005.02.11〉

1. 特許出願中の発明に関する秘密維持に適合すること
2. データ入力装置、データ貯蔵装置等特許文書電子化業務の効率的な随行に適合した装備と **5 年以上電算情報処理分野で業務を遂行した経験がある者 1 人以上**を保有すること
3. 役・職員のうち「弁理士法」第 2 条の規定による業務を行うほかの機関の役・職員を兼ねる者または同法第 5 条の規定により登録した弁理士がないこと
4. <削除>

②法第 217 条の 2 第 1 項によって特許文書電子化業務の委託を受けようとする者は、申請書に次の各号の書類を添付して特許庁長に提出しなければならない。この場合、特許庁長は「電子政府法」第 36 条第 1 項による行政情報の共同利用を通じて申請者の法人登記事項証明書を確認しなければならないが、これを通じて確認することができないか、申請者が確認に必要な情報を提供しない場合は、法人登記事項証明書を添付させなければならない。

1. 事業計画書(作業手続図を含む。)
2. 事業実績書(類似の業務を遂行した経験がある場合に限る。)
3. 装備及び専門担当者保有現況技術書
4. 申請日が属する会計年度の前会計年度の財産目録及び貸借対照表
5. <削除>

③特許庁長は特許文書電子化業務の効率的な遂行のために必要であると認める場合には 2 以上の機関に対し特許文書電子化業務を委託することができる。

④特許庁長は特許出願中の発明に関する秘密維持及び特許文書電子化業務の効率的な遂行のために必要な場合には、同業務の委託を受けた機関(以下“特許文書電子化機関”という。)に是正措置を要求することができる。

⑤特許庁長は特許文書電子化機関が第 1 項各号の基準に達していなかったり第 4 項または第 120 条の 3 第 4 項の規定によって特許庁長が要求した是正措置に応じない場合には、特許文書電子化業務の委託を取消することができる。

<改正 2005.02.11

[本条新設 1997.7.1]

第 120 条の 3(特許文書電子化機関の業務規定) ①特許文書電子化機関は、特許文書電子化業務に関する業務規定を定めて特許庁長の承認を得なければならない。これを変更しようとする場合にもまた同じだ。

②第 1 項の規定による業務規定には次の各号の事項が含まなければならない。

1. 特許文書電子化業務の実施方法及び処理手続に関する事項
2. 特許文書電子化業務に関する台帳・書類及び資料の保存に関する事項
3. 特許文書電子化業務と関連して知り得た秘密の維持に関する事項
4. その他特許文書電子化業務に関して必要な事項

③削除<2005.02.11>

[本条新設 1997.7.1]

第 120 条の 4(特許公報の発行媒体) 法第 221 条第 2 項による電子的媒体は読み取り専用光ディスクまたは情報通信網とする。〈改正 2001.6.30〉

[本条新設 1997.7.1]

第 120 条の 5(電子化対象書類) 法第 217 条の 2 第 4 項の規定により特許庁長または特許審判院長が書面で提出した書類を電子化できる書類は、次の各号のものを除外した書類とする。〈改正 2002.2.28、2003.5.17、2005.02.11〉

1. 法第 41 条の規定による秘密取扱命令を受けた場合の関連書類
2. 削除〈2017.02.28〉
4. 削除〈2005.02.11〉
5. 削除〈2005.02.11〉
6. 削除〈2005.02.11〉
7. 削除〈2005.02.11〉
8. 削除〈2005.02.11〉
9. 電子文書添付書類等物件提出書(電子的記録媒体を提出する場合に限る)
10. 法第 214 条第 1 項による決定申請書
11. 電子化内容訂正申請書
12. 発給申請書(書類謄抄本を発給する場合のみ該当する)
13. 証明申請書(特許取消申請事実、審判請求事実、特許取消決定確定事実、審決確定事実、審決文謄本送達及び決定文謄本送達の証明に限る)

[本条新設 1998.12.31]

第 120 条の 6(電子化した内容の通知及び訂正申請) ①特許庁長または特許審判院長は、法第 217 条の 2 第 4 項の規定によって特許出願書または補正書(明細書等の内容補正に限る。)その他電子化した内容の確認が必要であると認める書類を電子化した場合にはその電子化した内容を出願人に通知しなければならない。〈改正 2002.2.28〉

②第 1 項の規定による通知を受けた出願人等は電子化した内容が書面で提出された内容と他の場合にはその通知を受けた日から 30 日以内に別紙第 59 号書式の電子化内容訂正申請書を特許庁長に提出しなければならない。

[本条新設 1998.12.31]

第 120 条の 7(電子化対象書類提出人に対する告知) 特許庁長は、法第 120 条の 5 の規定による電子化対象書類が受け付けられた時には、該当書類が電子化されるればその電子化された書類が原本とみなされることを書類受付証に記載し提出人に告知しなければならない。

[本条新設 2001.6.30]

第 120 条の 8(電子化対象書類の廃棄) 特許庁長は、法第 217 条の 2 第 4 項の規定による電子化対象書類が電子化され、電算情報処理組織のファイルに収録された場合には、電子化対象書類のうち特許出願書及び補正書(明細書等の内容補正に限る。)の書面書類は、第 120 条の 6 第 2 項の規定による電子化結果に対する訂正申請期間が過ぎた時に廃棄することができ、その他書類の書面書類は受付日から 3 ヶ月が過ぎた時に廃棄することができる。

[本条新設 2001.6.30]

第 121 条(特許表示) ①法第 223 条による特許表示は物件の特許発明においてはその物件に“特許”という文字とその特許番号を、物件を生産する方法の特許発明においてはその方法によって生産になった物件に“方法特許”という文字とその特許番号を表示する。

②特許出願の表示は、物の特許出願においてはその物に“特許出願(審査中)”という文字とその出願番号を、物を生

産する方法の特許出願においてはその方法によって製造された物に“方法特許出願(審査中)”という文字とその出願番号を表示する。但し、特許出願表示を物にすることができない場合には、その物の容器又は包装にすることができる。

③第1項及び第2項にもかかわらず、特許番号または特許出願番号を表示する代わりに特許番号または特許出願番号を掲載したインターネットアドレスを表示することができる。

第122条 削除

第123条(規制の見直し) 特許庁長は、第120条の2第1項の規定による特許文書電子化機関の指定基準について2016年1月1日を基準として、3年ごと(毎3年になる年の基準日と同じ日の前までをいう)、その妥当性を検討して改善等の措置を講じなければならない。

附 則[1990.9.4]

①(施行日) この規則は、公布した日から施行する。

②(書式に関する経過措置) この規則施行当時従前の規定による書式はこの規則施行日から6ヶ月間この規則による書式と共に使用することができる。

附 則[1992.10.30]

この規則は、1992年11月1日から施行する。

附 則[1993.12.31]

①(施行日) この規則は1994年1月1日から施行する。

②(書式に関する経過措置) この規則施行当時従前の規定による書式はこの規則施行日から6ヶ月間この規則による書式と共に使用することができる。

附 則[1996.6.22]

①(施行日) この規則は、1996年7月1日から施行する。

②(書式に関する経過措置) この規則施行当時従前の規定による書式はこの規則施行日から6ヶ月間この規則による書式と共に使用することができる。

③(他の法令の改正) 特許登録令施行規則中次の通り改正する。第29条第1項及び第33条第2項中“法第107条

第3項”を各々“法第107条第1項”とする。

附 則[1997.7.1]

- ①(施行日) この規則は、1997年7月1日から施行する。
- ②(特許異議申立に関する経過措置) この規則施行前に出願公告決定謄本の送達があった特許出願に関連した特許異議申立に関しては従前の規定による。
- ③(書式に関する経過措置) この規則施行当時従前の規定による書式中別紙第10号書式・別紙第11号書式・別紙第12号書式・別紙第13号書式・別紙第18号書式・別紙第19号書式・別紙第66号書式及び別紙第67号書式はこの規則施行日から3ヶ月間この規則による書式と共に使用することができる。
- ④(他の法令の改正) 実用新案法施行規則中次の通り改正する。別紙第1号書式中“出願公告番号第 号”及び“出願公告日 年 月 日”を各々削除する。

附 則[1998.2.23]

- ①この規則は、1998年3月1日から施行する。
- ②(他の法令の改正) 実用新案法施行規則中次の通り改正する。第6条中“特許法第135条ないし同法第137条”を“特許法第132条の3、第132条の4、第135条ないし第137条”とする。
第7条を削除する。
第12条中“第58条ないし第69条”を“第58条・第60条ないし第69条”とする。

附 則[1998.12.31]

- ①(施行日) この規則は、1999年1月1日から施行する。
- ②(フロッピーディスクで提出した場合の補正) この規則施行前に出願書類副本をフロッピーディスクで提出した者が明細書・要約書及び図面に対し補正をしようとする場合には第13条但書及び第115条第3項の改正規定にかかわらず補正書類を各1通ずつのみ提出することができる。
- ③(補正によるフロッピーディスクの提出) この規則施行前に出願書類副本をフロッピーディスクで提出したが明細書・要約書及び図面に対し補正をした後に特許査定書の謄本の送達を受けた時には設定特許料納付書提出時まで補正内容が反映された明細書・要約書及び図面全体を収録したフロッピーディスク1通を提出しなければならない。
- ④(学術団体に関する経過措置) この規則施行当時従前の第20条の規定によって告示された学術団体は第20条の改正規定によって申告された学術団体とみなす。

附 則[1999.7.1]

第1条(施行日) この規則は、1999年7月1日から施行する。ただし、第74条ないし第106条及び第106条の2ないし106条の46の改正規定は法律第5576号特許法のうち改正法律附則第1条但書の規定による協定が発効される日から施行する。

第2条(国際出願に関する適用例) ①第74条ないし第89条の改正規定は法律第5576号特許法のうち改正法律附則第1条但書の規定による協定が発効される日以後最初に出願された国際出願・最初に出願人に対し調査用写本受領日の通知がある国際出願または最初に国際予備審査請求がある国際出願から適用する。

②第106条の10ないし第106条の46の改正規定は法律第5576号特許法中改正法律附則第1条但書の規定による協定が発効される日以後最初に出願人に対し調査用写本受領日の通知がある国際出願または最初に国際予備審査請求がある国際出願から適用する。

③第113条の改正規定は1999年7月1日以後最初に優先権書類写本の到達公告をする国際特許出願から適用する。

附 則[2001.6.30]

この規則は、2001年7月1日から施行する。

附 則[2002.2.28]

①(施行日) この規則は、2002年3月1日から施行する。但し、第9条の2の改正規定のうち特許登録に関する事項と第9条の8第2項の改正規定のうち特許の無効審判、特許権の存続期間の延長登録の無効審判、権利範囲確認審判、訂正審判、訂正の無効審判及び通常実施権許与の審判に関する事項は2002年7月1日から施行する。

②(電子文書による特許異議申立及び審判関連手続の処理に関する適用例) 第3条の2・第9条の2・第9の8第2項・第120条の5及び第120条の6の改正規定は、この規則施行後最初に申請し、または請求される特許異議申立及び審判から適用する。

③(副本提出等に関する適用例) 第13条の2乃至第13条の4、第46条第2項・第3項、第60条乃至第62条、第68条、第114条及び第115条の改正規定はこの規則施行後最初に申請し、または請求される特許出願・特許異議申立及び審判から適用する。

附 則[2003.5.17]

この規則は、公布した日から施行する。

附 則[2003.12.31]

①(施行日) この規則は、2004年1月1日から施行する。

②(国際出願の締約国指定または国際調査機関の見解書等に関する適用例) 第93条の2、第101条、第105条、

第 106 条の 3、第 106 条の 6 第 3 項、第 106 条の 8、第 106 条の 11、第 106 条の 12、第 106 条の 14、第 106 条の 19、第 106 条の 20、第 106 条の 23、第 106 条の 45、第 113 条の第 1 項及び第 113 条の 2 第 1 項の改正規定は国際出願日がこの規則施行日以降である国際出願から適用し、第 92 条第 2 項及び第 104 条第 1 項の改正規定はこの規則施行日以降提出される国際出願から適用する。

③(国際予備審査請求に関する適用例) 第 106 条の 24、第 106 条の 27、第 106 条 29 乃至第 106 条の 32 の改正規定はこの規則施行日以降請求される国際予備審査請求から適用する。

附 則[2005.2.11]

①(施行日) この規則は、2005 年 2 月 11 日から施行する。ただし、第 106 条の 12、第 106 条の 15、第 106 条の 16、第 106 条の 38 及び第 106 条の 39 の改正規定は 2005 年 4 月 1 日から施行し、第 4 条第 2 項、第 25 条、第 113 条及び第 113 条の 2 の改正規定は 2006 年 1 月 1 日から施行する。

②(国際調査段階の核酸塩基序列目録の提出命令等に関する適用例) 第 106 条の 12、第 106 条の 15 及び第 106 条の 16 の改正規定は 2005 年 4 月 1 日以降出願される国際出願から適用する。

③(国際予備審査段階の核酸塩基序列目録の提出命令に関する適用例) 第 106 条の 38 及び第 106 条の 39 の改正規定は 2005 年 4 月 1 日以降請求される国際予備審査請求分から適用する。

附 則[2005.7.1]

①(施行日) この規則は、2005 年 7 月 1 日から施行する。ただし、第 13 条の但し書きの改正規定は 2005 年 12 月 1 日から施行する。

②(補正書の提出省略に対する適用例) 第 13 条の但し書きの改正規定は 2005 年 12 月 1 日以降の法第 46 条の規定により最初に補正を命ずる出願分から適用する。

附 則[2005.09.01]

この規則は、2005 年 9 月 1 日から施行する。

附 則[2005.11.30]

この規則は、2006 年 1 月 1 日から施行する。

附 則[2006.4.28]

この規則は、2006 年 5 月 1 日から施行する。

附 則[2006.09.29]

①(施行日)この規則は 2006 年 10 月 1 日から施行する。但し、第 1 条の 2・第 5 条第 2 項・第 9 条第 1 項・第 11 条・第 12 条・第 13 条の 2・第 13 条の 4・第 32 条・第 33 条・第 41 条・第 46 条・第 48 条・第 49 条及び第 57 条のうち特許異議申立関連改訂部分、別紙第 5 号の 2 書式・別紙第 20 号書式・別紙第 27 号書式・別紙第 28 号書式・別紙第 28 号の 2 書式及び別紙第 28 号の 3 書式の改訂規定は、2007 年 7 月 1 日から施行する。

②(二重出願制度廃止による経過措置)第 30 条の改訂規定の施行前に提出された実用新案登録出願に関しては従前の規定による。

附 則[2006.12.29.]

第 1 条(施行日) この規則は、2007 年 7 月 1 日から施行する。

第 2 条(書式に関する適用例) 書式に関する改正規定は、この規則施行以後特許出願・特許出願審査・特許登録・審判及び再審等の手続きを踏むものから適用する。

第 3 条(特許異議申立と関連される手続きに使用される書式) 2007 年 7 月 1 日前に特許権の設定登録がされたものに対して法律第 7871 号特許法一部改正法律付則第 7 条により特許異議申立をする場合に、その特許異議申立後の答弁・補正・訂正等の手続きに使用される書式は次の各号の通りである。

- 1.委任状の書式は別紙第 1 号書式
- 2.代理人(複代理人)選任の申告、複代理人(特許法人)選任の申告、代理人(複代理人)変更の申告、代理人(複代理人)委任事項変更の申告、代理人(複代理人)辞任の申告、代理人(複代理人)解任の申告、包括委任援用制限の申告、代表者選任の申告、代表者変更の申告及び代表者解任の申告をするときには別紙第 2 号書式
- 3.出願人コードを訂正申請するときには別紙第 5 号書式
- 4.電子文書添付書類及び書類(見本、物件、証拠物件)を提出するときには別紙第 7 号書式
- 5.書類を返戻要請するときには別紙第 8 号書式
- 6.書旨事項(明細書等)の補正、特許異議申立の補正及び訂正明細書等の補正を申請するときには別紙第 9 号書式
- 7.法定(指定)期間延長の申請及び期間懈怠免除の申請をするときには別紙第 10 号書式
- 8.手続き継承の申請をするときには別紙第 11 号書式
- 9.手続きの取り下げ(放棄)をするときには別紙第 12 号書式
- 10.特許異議申立に対する意見、答弁の提出及び書類返戻の理由通知に対する疎明をするときには別紙第 24 号書式
- 11.書類謄・抄本の交付申請をするときには別紙第 29 号
- 12.特許取消決定の不服審判を請求するときには別紙第 31 号書式
- 13.特許明細書等の訂正請求をするときには別紙第 32 号書式
- 14.書類の電子化内容の訂正申請をするときには別紙第 59 号書式

附 則[2007.06.29.]

第1条(施行日) この規則は、2007年7月1日から施行する。

第2条(不適法な出願書類等の差し戻し等に関する適用例) 第11条第1項、第37条第1項但し書き及び第44条第1項但し書きの改正規定は、この規則施行以後出願する特許出願から適用する。

第3条(専門機関指定取消等の処分基準に関する適用例) 第36条の2の改正規定は、この規則施行後に発生する違反行為から適用する。

第4条(書式に関する適用例) 書式に関する改正規定は、この規則施行後特許出願・特許出願審査・特許登録・審判及び再審等の手続きを踏むものから適用する。

附 則[2007.12.11. 特許登録令施行規則]

第1条(施行日) この規則は、2008年1月1日から施行する。

第2条 省略

第3条(他の法令の改正) 特許法施行規則の一部を次の通り改正する。

第9条第1項に第10号から第12号までをそれぞれ次のように新設する。

10. 特許権者

11. 専用実施権者または通常実施権者

12. 質権者

別紙第5号書式表側の【区分】欄のうち、“□ 出願人コード情報変更”を“□ 出願人コード情報及び登録名義人表示変更”にし、裏側の1. 区分及び関連規定欄を次のようにする。

1. 区分及び関連規定

区分	内容	関連規定
出願人コード情報及び登録名義人表示変更(更正)	<ul style="list-style-type: none"> - 出願人コードを付与された者が氏名・住所・印鑑・電話番号等を変更または訂正しようとする場合 - 登録名義人の住所・印鑑・電話番号等を変更しようとする場合 	「特許法施行規則」第9条、「実用新案法施行規則」第17条、「デザイン保護法施行規則」第28条、「商標法施行規則」第36条、「特許登録令施行規則」第10条、「実用新案登録令施行規則」第7条、「デザイン登録令施行規則」第4条及び「商標登録令施行規則」第9条
出願人コード訂正	出願人コードを二重で付与されたり誤って付与され、これを訂正しようとする場合	「特許法施行規則」第9条、「実用新案法施行規則」第17条、「デザイン保護法施行規則」第28条及び「商標法施行規則」第36条

別紙第5号書式裏側の記載要領のうち第2号ハ目(1)を次のようにする。

(1)【事件との関係】欄は、出願人コード情報及び登録名義人表示変更(更正)の場合には“出願人”、“審査請求人”、“登録名義人”等とし、出願人コード訂正の場合には“訂正後の出願人”として、提出人と事件との関係を明確に記載します。

別紙第5号書式の記載要領のうち第4号イ目を次のようにする。

イ. 出願人コード情報及び登録名義人表示の変更(更正)をしようとする場合にはこの欄を削除します。

別紙第 5 号書式の記載要領のうち第 5 号イ目の題目を次のようにする。

イ. 出願人コード情報及び登録名義人表示を変更(更正)する場合

別紙第 5 号書式の記載要領のうち第 6 号を次のようにする。

6. 【変更(更正、訂正)原因】欄

【変更(更正、訂正)原因】欄には、出願人コード情報及び登録名義人表示を変更(更正)する理由または出願人コードを訂正する理由を記載します。

別紙第 5 号書式の記載要領のうち第 7 号イ目(1)を次のようにする。

(1)出願人コード情報及び登録名義人表示の変更(更正)の場合:情報変更(更正)内容を証明する書類 1 通

別紙第 5 号書式の記載要領のうち第 8 号に二目を次のように新設する。

ニ. 出願人コード情報変更(更正)・訂正申告の書式のうち出願人コード情報及び登録名義人表示の変更(更正)は、出願人コードの情報変更(更正)と共に 2008. 1. 1. 以後登録された特許権、実用新案権、商標権、デザイン権の登録名義人の表示を変更(更正)しようとする場合に使います。この場合、出願人が同じ特許、実用新案、商標及びデザイン出願人コードの情報と、登録名義人が同じ特許権、実用新案権、商標権及びデザイン権の登録名義人の表示は、一括して変更(更正)されます。2007. 12. 31. 以前に登録された特許権、実用新案権、商標権及びデザイン権の登録名義人の表示を一括して変更(更正)するためには、最初の申請時にはこの書式の代わりに「特許登録領施行規則」別紙第 7 号書式(登録名義人表示統合管理申請書)を使用し、その後の申請時にはこの書式を使います。

付 則[2008.10.01.]

この規則は、2008 年 10 月 1 日から施行する。

付 則[2008.12.31]

第 1 条(施行日) この規則は 2009 年 1 月 1 日から施行する。但し、第 8 条第 1 項(第 3 号は除く)、第 28 条、第 78 条第 3 項、第 79 条第 2 項、第 80 条第 3 項、第 84 条第 8 項第 1 号、第 93 条の 2 第 1 項第 1 号、第 98 条、第 99 条、第 99 条の 2、第 100 条の 2、第 103 条、第 106 条の 6、第 116 条の 2 及び別表の改正規定は、公布した日から施行する。

第 2 条(署名に関する適用例) 第 2 条、第 8 条第 1 項第 3 号、第 9 条第 3 項、第 34 条、第 78 条第 1 項・第 2 項、第 81 条、第 85 条、第 101 条第 1 項第 2 号、第 106 条の 7、第 106 条の 24 第 3 項及び第 106 条の 29 の改正規定は、この規則施行後特許出願・特許出願審査・特許登録・審判及び再審等の手続きを踏むものから適用する。

第 3 条(発明者の追加等に関する適用例) 第 28 条の改正規定は、この規則施行後最初に発明者を追加または訂正するものから適用する。

第 4 条(国際出願の使用語等に関する適用例) 第 75 条、第 91 条、第 93 条、第 101 条第 1 項第 3 号、第 106 条の 19、第 106 条の 23、第 106 条の 24 第 2 項、第 106 条の 33、第 106 条の 36、第 106 条の 40 及び第 106 条の 41 の改正規定は、国際出願日がこの規則施行後である国際出願から適用する。

第 5 条(国際出願の明細書等の補完等に関する適用例) 第 98 条、第 99 条、第 99 条の 2、第 100 条の 2 及び第 103 条の改正規定は、国際出願日が 2007 年 4 月 1 日以後である国際出願から適用する。

第 6 条(調査料の返還に関する適用例) 第 106 条の 22 の改正規定は、この規則施行後最初に国際出願するものか

ら適用する。

第7条(国際公開用翻訳文の提出の廃止に伴う経過措置) 国際出願日がこの規則施行前である国際出願に対する国際公開用翻訳文の提出に関しては、第96条の改正規定にかかわらず従前の規定による。

第8条(翻訳文等の提出に関する経過措置) 国際出願日がこの規則施行前である国際出願に対する翻訳文等の提出に関しては、第114条の改正規定にかかわらず従前の規定による。

付 則[2009.06.30]

第1条(施行日) この規則は、2009年7月1日から施行する。ただし、第106条の11第5項及び第115条の改正規定は公布した日から、第21条第2項、第21条の2、第29条第2項、第30条第2項、第31条第2項、第57条第2項、第93条第2項、第112条、別紙第15号書式から別紙第17号書式まで、別紙第43号書式から別紙第46号書式まで及び別紙第53号書式から別紙第56号書式までの改正規定は2010年1月1日から施行する。

第2条(特許出願書等に関する適用例) 第21条第2項、第21条の2、第29条第2項、第30条第2項、第31条第2項、第57条第2項及び別紙第15号書式から別紙第17号書式までの改正規定は、この規則の施行後最初に特許出願、分割出願、変更出願及び無権利者の出願後にした正当な権利者の出願をするものから適用する。

第3条(審判請求書等に関する適用例) 第57条第1項及び第72条の改正規定は、この規則の施行後最初に審判を請求し、または再審を請求するものから適用する。

第4条(国際出願出願書等の書式に関する適用例) 第93条第2項及び第112条、別紙第43号から別紙第46号まで及び別紙第53号書式から別紙第56号書式までの改正規定は、この規則の施行後最初に国際出願及び翻訳文を提出するものから適用する。

第5条(取下げられたものとみる趣旨の事前通知等に関する適用例) 第106条の2第2項の改正規定は、国際出願日がこの規則の施行後である国際出願から適用する。

付 則[2009.12.29]

この規則は、2010年1月1日から施行する。

付 則[2010.07.27]

第1条(施行日) この規則は、2010年7月28日から施行する。

第2条(国際出願の補正に関する適用例) 第106条の33、第106条の36及び第106条の40の改正規定は、この規則施行後最初に提出される国際出願の補正書から適用する。

第3条(他の法令の改正) 省略

付 則[2011.02.25]

第1条(施行日) この規則は、2011年4月1日から施行する。

第2条(審査猶予申請に関する適用例) 第40条の3第1項の改正規定は、この規則施行後最初に審査請求をするものから適用する。

付 則[2011.06.23]

この規則は、2011年7月1日から施行する。

付 則[2011.09.28]

この規則は、2011年9月30日から施行する。

付 則[2011.11.02]

第1条(施行日) この規則は、「大韓民国と米合衆国間の自由貿易協定」が我が国に対しその効力を発生する日から施行する。

第2条(登録遅延に伴う特許権の存続期間の延長登録出願書等に関する適用令) 第54条の2から第54条の5まで及び別紙第30号の2書式の改正規定は、以降後最初に出願する特許出願から適用する。

付 則[2012.06.28]

第1条(施行日) この規則は、2013年1月1日から施行する。ただし、第88条、第88条の2、第106条の6第3項・第4項、第106条の11第5項第1号口目、別紙第41号書式、別紙第41号の2書式及び別紙第48号書式の改正規定は、2012年7月1日から施行する。

第2条(期間未遵守救済に関する適用例) 第88条の2の改正規定は、付則第6条にかかわらず2012年7月1日前に出願した国際出願に対しても適用することができる。ただし、条約規則でその手続きに対して定めた期間の満了日から6ヶ月が過ぎた時には適用しない。

第3条(国際調査の対象に関する適用例) 第106条の11第5項第1号口目の改正規定は、2012年7月1日以後に出願する国際出願から適用する。

第4条(国際出願出願書等の書式に関する適用例) ① 別紙第41号書式、別紙第41号の2書式及び別紙第48号書式の改正規定は、2012年7月1日以後に出願する国際出願から適用する。

② 別紙第47号書式の改正規定は、この規則施行後出願する国際出願から適用する。

第5条(電子文書利用申告等に関する経過措置) この規則施行前に電子文書利用申告をした場合、電子署名及びオンライン提出方法に対しては第9条の3、第9条の4及び第9条の6の改正規定にかかわらず2013年12月31日までは以前の規定による。

第6条(郵便業務の中断に関する経過措置) 2012年7月1日前に出願した国際出願に対しては第88条の改正規定にかかわらず以前の規定による。ただし、該当の書類の提出期間の満了日から6ヶ月が過ぎた時には適用しない。

付 則<第281号、2013.1.3>

第1条(施行日) この規則は2013年3月1日から施行する。ただし、別紙第41号書式、別紙第41号の2書式、別紙第42号書式、別紙第51号書式及び別紙第51号の2書式の改正規定は、公布した日から施行する。

第2条(包括委任に関する適用例) 第3条の2、第5条の2及び別紙第3号書式の改正規定は、この規則施行後、

包括委任登録を申請するか変更するものから適用する。

第3条(核酸塩基序列又はアミノ酸序列を含んだ特許出願等に関する適用例) 第21条の2、第112条の2、別紙第14号書式及び別紙第15号書式の改正規定はこの規則施行後に出願する特許出願又は国際特許出願として核酸塩基序列又はアミノ酸序列を含んだものから適用する。

第4条(国際出願出願書等の書式に関する適用例) 別紙第41号書式、別紙第41号の2書式、別紙第42号書式、別紙第51号書式及び別紙第51号の2書式の改正規定は、2013年1月1日以後出願する国際出願から適用する。

付 則<産業通商資源部令第3号、2013.3.23>(特許庁とその所属機関職制施行規則)

第1条(施行日) この規則は、公布した日から施行する。

第2条及び第3条 省略

第4条(他の法令の改正) ①から⑤まで 省略

⑥特許法施行規則一部を次のように改正する。

第9条第1項各号以外の部分、第25条第2項、第53条各号以外の部分、第54条の3各号以外の部分、第54条の5各号以外の部分、第90条、第91条、第99条、第101条第1項各号以外の部分、第106条第1項、第111条、第116条、第118条及び第120条の2第1項各号以外の部分中“知識経済部令”をそれぞれ“産業通商資源部令”にする。

別紙第14号書式裏側記載要領の第9号ト目(2)及び別紙第57号書式裏側記載要領の第10号ヘ目(2)中“教育科学技術部”をそれぞれ“未来創造科学部”にする。

付 則<産業通商資源部令第13号、2013.6.28>

この規則は2013年7月1日から施行する。但し、別紙第10号書式の改正規定中商標手続き(意見書提出)継続と関連する部分は2013年10月6日から施行する。

付 則<産業通商資源部令第47号、2014.1.29>(弁理士法施行規則)

第1条(施行日) この規則は2014年1月31日から施行する。

第2条(他の法令の改正) ①から④まで省略

⑤特許法施行規則一部を次のように改正する。

第5条第3項後段中“「弁理士法」第6条の3による法人(以下“特許法人”という)の構成員になったり特許法人”を“「弁理士法」第6条の3による特許法人、第6条の12による特許法人(有限)の構成員になったり特許法人・特許法人(有限)”とし、“特許法人を”を“特許法人・特許法人(有限)を”とする。

第42条第4号、第48条第2項第4号、第54条第6号、第54条の4第6号、第67条第3号及び第106条の16第4項第3号中“特許法人”を各々“特許法人・特許法人(有限)”とする。

別紙第1号書式から別紙第5号書式まで、別紙第5号の2書式、別紙第7号書式から別紙第14号書式まで、別紙第18号書式から別紙第22号書式まで、別紙第22号の2書式、別紙第23号書式から別紙第25号書式まで、別紙第29号書式、別紙第29号の2書式、別紙第30号書式、別紙第30号の2書式、別紙第31号書式から別紙第34号書式まで及び別紙第57号書式から別紙第59号書式までの中“特許法人”を各々“特許法人・特許法人(有限)”とする。

付 則<産業通商資源部令第 56 号、2014.4.10>

第 1 条(施行日) この規則は公布した日から施行する。

第 2 条(特許出願の審査順位に関する適用例) 第 38 条第 2 項第 2 号の改正規定はこの規則施行後、審査する特許出願から適用する。

付 則<産業通商資源部令第 61 号、2014.6.27>

この規則は 2014 年 7 月 1 日から施行する。

付 則<産業通商資源部令第 103 号、2014.12.30>

第 1 条(施行日) この規則は 2015 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 11 条の 2、第 92 条第 2 項及び第 93 条第 1 項の改正規定は 2015 年 7 月 1 日から施行する。

第 2 条(補正の指定期間延長に関する経過措置) この規則施行前に法第 203 条第 1 項前段の規定により提出された書面の補正期間指定に関しては、第 16 条第 1 項本文の改正規定(法第 203 条第 3 項第 2 号の規定による補正期間に関する改正事項に限定する。)にもかかわらず、従前の規定に従う。

付 則<産業通商資源部令第 144 号、2015.7.29>

この規則は 2015 年 7 月 29 日から施行する。

付 則<産業通商資源部令第 177 号、2015.12.31>

第 1 条(施行日) この規則は 2016 年 1 月 1 日から施行する。

第 2 条(行政処分に関する適用例) 別表第 2 号口目 1)欄の改正規定はこの規則施行前の違反行為に対する行政処分の場合にも適用する。

付 則<産業通商資源部令第 213 号、2016.9.1> (商標法施行規則)

第 1 条(施行日) この規則は 2016 年 9 月 1 日から施行する。

第 2 条から第 6 条まで 省略

第 7 条(他の法令の改正) ①省略

(以下 省略)

付 則<産業通商資源部令第 220 号、2016.10.4>

第 1 条(施行日) この規則は公布した日から施行する。

第 2 条(出願人コード用語変更に関する経過措置) ①この規則施行前に従前の規定により付与された出願人コードは、この規則の改正規定による特許顧客番号とみなす。

②この規則施行前に従前の規定により出願人コードの付与を申請した場合には、この規則の改正規定により特許顧

客番号の付与を申請したものとみなす。

第3条(代理人コード及び申請人コード用語の変更に関する経過措置) ①この規則施行前に従前の規定により付与された代理人コードまたは申請人コードは、この規則の改正規定による代理人番号または申請人番号とみなす。

②この規則施行前に従前の規定により代理人コードまたは申請人コードの付与を申請した場合には、この規則の改正規定により代理人番号または申請人番号の付与を申請したものとみなす。

付 則<産業通商資源部令第245号、2017.2.28>

第1条(施行日) この規則は2017年3月1日から施行する。

第2条(包括委任状の委任事項用語変更に関する経過措置) この規則施行前に、従前の規定により委任した包括委任事項のうち、コード番号C14、C18、C19、D12、D18及びD27は各々別紙第3号書式裏面の記載要領第5号へ目の改正規定により委任した包括委任事項とみなす。

付 則<産業通商資源部令第262号、2017.06.02>

この規則は2017年6月3日から施行する。